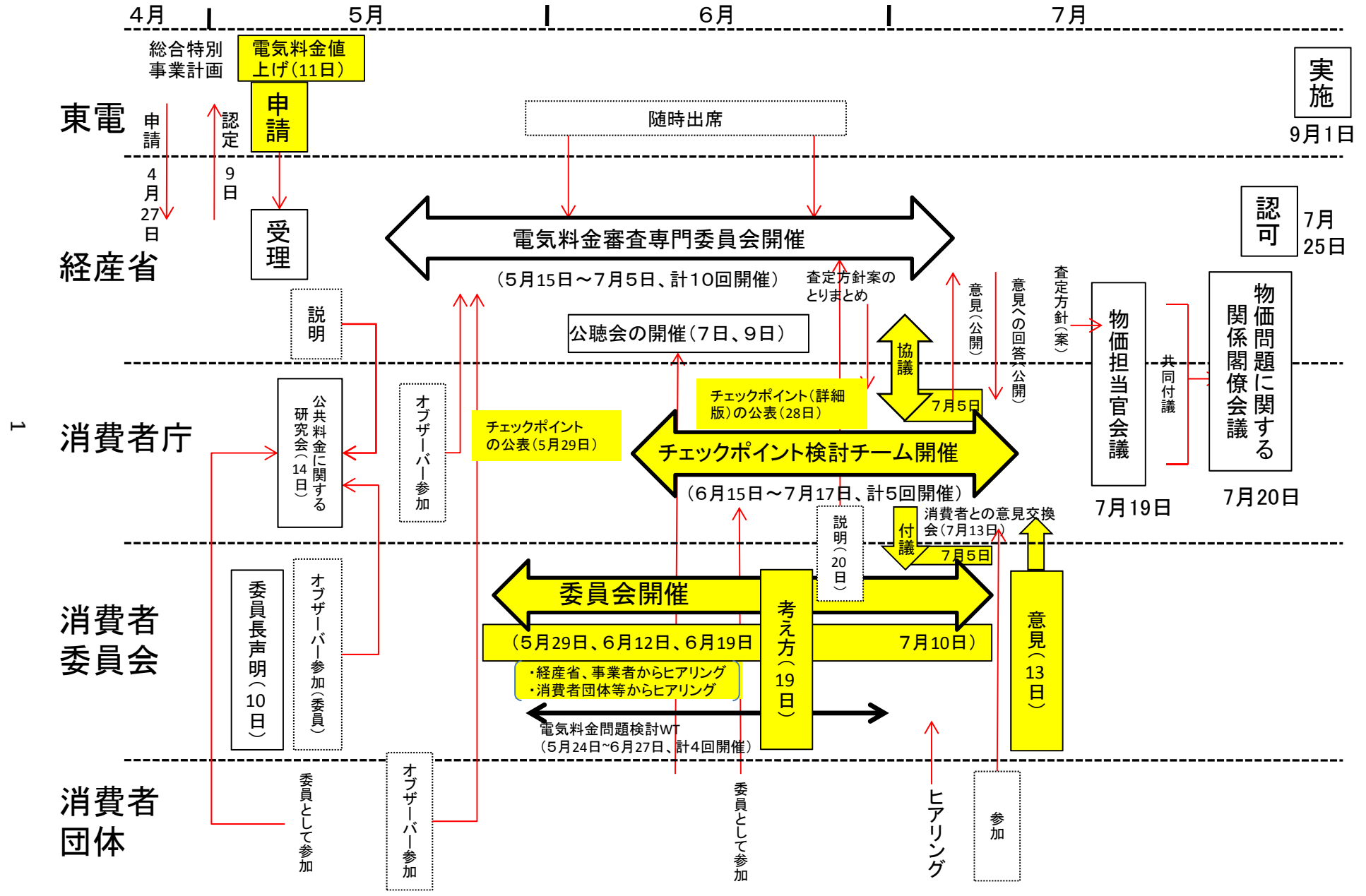


# 東京電力の家庭用電力料金値上げ 認可申請時の対応について

- 東京電力(株)家庭用電力料金値上げ認可申請時の流れ …………… 1
- 東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見 …………… 2  
(平成 24 年 7 月 13 日・消費者委員会)
- 東京電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見 …… 7  
(平成 24 年 7 月 17 日・消費者庁)
- 消費者庁からの意見への対応について …………… 11  
(平成 24 年 7 月 19 日・資源エネルギー庁)
- チェックポイント (詳細版) …………… 24  
(平成 24 年 6 月 28 日・消費者庁)
- チェックポイント (詳細版) への回答 …………… 29  
(平成 24 年 7 月 11 日・資源エネルギー庁)

# 東電料金値上げ認可申請に係る主な経緯



## 東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見

平成24年7月13日  
消費者委員会

消費者委員会では、関係大臣に対し、本年2月28日付けで公共料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点からの取組みの推進を求める旨の建議を行った。さらに、5月10日には電気料金の値上げが国民生活に与える影響の大きさに鑑み、家庭用電気料金の決定過程における適切な審査、公聴会の適切な開催、適時適切な情報提供を求める旨の「委員長声明」を経済産業大臣に対して発出した。

また、東京電力株式会社による家庭用電気料金値上げ申請がなされて以降、当委員会では、外部有識者の知見も活用して、消費者に対してより分かりやすい説明や追加の説明が必要と考えられる事項を整理した「東京電力の家庭用電気料金値上げに係る質問」をとりまとめ、5月29日、6月12日、19日の3回に渡り、経済産業省及び東京電力株式会社に対し、同質問項目に則り、ヒアリングを実施した。

この過程で提起された疑問や課題については、6月19日付けで「東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する消費者委員会としての現時点の考え方」(以下、「考え方」)として示したところである。

今般、経済産業省は、消費者庁に対し、7月5日付けで「東京電力株式会社による電気供給約款の変更認可申請について」の協議を行ったところ、消費者庁長官は、当委員会に対し、同日付けで当該協議内容に関する意見を求める付議を行った。これを受けて、7月10日には経済産業省からヒアリングを実施し、「考え方」において指摘した事項に対する取組状況を中心に検証を行った。

その結果を踏まえ、下記のとおり、消費者庁長官に対し当委員会としての意見を述べることとする。消費者庁においては、本意見の内容を踏まえ、今後経済産業省との協議を進められることを要請する。

記

## 1. 「委員長声明」への対応について

「委員長声明」において指摘した、(1)適切な審査、(2)公聴会の適切な開催、(3)適時適切な情報提供について、これまで取られてきた対応は以下のとおりである。

### (1)適切な審査について

経済産業省資源エネルギー庁においては外部有識者による「電気料金審査専門委員会」(以下、審査専門委員会)において、公開で審査が行われ、さらに、消費者参加の観点からは、消費者団体の代表者、消費者庁をオブザーバーとして参加させるとともに、6月20日には消費者委員会委員による「考え方」の説明及び質疑の機会を設け、さらに、6月28日には公募した9つの消費者団体から意見聴取を図るといった対応を行った。

### (2)公聴会について

6月7日に東京都で、6月9日にはさいたま市でそれぞれ開催されたが、①届出者全員を意見陳述人として指定し、②参考人に消費者団体の代表等の参加を得て、③議事進行役は審査専門委員会委員が務め、④単に一方的な意見発表とせず、質疑応答の時間を設け、⑤その内容も6月12日開催の消費者委員会に報告されるとともに経済産業省HPに掲載された。

### (3)適時適切な情報提供について

10回に渡って開催された審査専門委員会の内容については全て公開で行われ、また、3回にわたる消費者委員会の議論においても、委員会からの質問事項に対して、可能な限り分かりやすい説明を行う努力が払われた。

これらの点については、「委員長声明」での指摘に沿って適切な対応が行われたものとする。

同時に、以下のような指摘がなされており、これらへの対応は、今後検討されるべき課題である。

○審査専門委員会においては、消費者団体代表をオブザーバー参加させているが、正式の委員として消費者代表を参画させるべきではないか。

○公聴会について傍聴者が少数に留まった例があり、周知やその運営に

ついてさらに工夫が必要ではないか。

○公聴会に関しては開催時期が早すぎたといった意見が消費者団体から出されている。経済産業省ではこのような意見も踏まえてネットにおける「国民の声」での意見募集を併用するといった対応を行ったが、公聴会の重要性からみて、今後は審査専門委員会での議論がある程度進展し、消費者側に十分な情報や論点が周知されたタイミングで公聴会を設定してはどうか。

## 2. 「東京電力株式会社の供給約款変更認可申請に係る査定方針案」について

### (1) 査定の基準について

経産省の有識者会議が出した「一般電気事業供給約款料金審査要領」は、あくまで、ノーマルな事業活動を続けている電力事業者に適用するというもので、一定の枠がはめられているものであり、国からの大幅な資本注入を前提に活動せざるを得ない東京電力にそのまま妥当するものではない。現に、査定で組み入れられたコストには東京電力に固有の直接発電等通常業務に要するものではない費目が相当程度入っている。今回の認可申請は、原発事故を契機に発生した多額のコストを、東京電力自身、国民、ステークホルダー、利用者がどのような形で負担として分かち合うかを問題とせざるを得ない点に留意して、特例措置が取られるべき事案であると考えられる。

### (2) 個別の項目について

#### ① 人件費

「国民の声」等に寄せられた意見のうち、大部分が人件費に関するものであり、厳しい対応が必要である。特に、

○公的資金を注入された企業の給与水準を考慮し、更なる削減を検討すべきである。

○法定外厚生費について、余暇・レジャーや自己啓発にも充てられるような原価として認める意義が見出しがたいものも含まれている。労働安全衛生法や次世代育成支援対策推進法等の法令に定められた企業として責務を果たすためのものに限定すべきである。

## ②競争入札・随意契約

随意契約取引の費用についてはコスト削減額が原則10%に満たない場合には未達分を減額するものとされているが、東京電力の実質国有化の状況を踏まえると、むしろ競争入札を原則とすべきであるため、コスト削減額はさらに深掘りしたものに拡大すべきではないか。

## ③購入電力料

日本原電・東北電力からの購入電力料についても、東京電力本体同様に人件費や随意契約等について厳しいコスト削減努力を行い、原価に反映させるべきである。そもそも購入電力量がゼロであることに加え、日本原電が実質的に東京電力との共同事業体という性格を持つことを考えれば、算入原価を下方修正すべきである。

## ④減価償却費、事業報酬

○福島第一原子力発電所の5～6号機、福島第二原子力発電所は、原価算定期間内における再稼働が見込まれておらず、今後10年間の稼働も極めて不透明であることから、これらの減価償却費は原価から除く方向で考えていくべきではないか。

○事業報酬については、各電力会社一律に適用される経済産業省令及び審査要領に基づき算出されているが、公的資金が注入されている東京電力について、通常の経営環境下にある他の電力会社と同様の扱いをされることについては強い疑問を持たざるを得ない。

仮に、上記の審査要領で算定した事業報酬を認めるとしても、東京電力の場合には、原発事故の賠償のための特別負担金に充てることを明確に担保する措置が講じられるべきである。

○事業報酬率を決定する自己資本報酬率及び他人資本報酬率の30:70という数字自体が果たしてこれでよいのかについても、中長期的には再考していくべきである。少なくとも、今回の東京電力の申請の妥当性を考えるにあたって、これを固定的に考えることには疑問がある。

## ⑤福島第一原発安定化費用及び賠償対応費用

これらの費用については、原価に算入して利用者に負担を求めるのは適切ではないのではないかと。

### 3. 今後の検討課題

今回の電気料金値上げ申請の議論の過程で以下のような課題が指摘されている。これらの点については、経済産業省において適切な対応を取られることを求めるとともに、消費者委員会でもその対応について検証を行うこととする。

- (1) 今後は原価と実績の部門別評価を毎年実施し、規制部門の電気料金が不当に高い事態となる場合には、本年2月の当委員会による「公共料金問題についての建議」で指摘したように、適正な料金に確実に値下げさせることを可能にする仕組みを構築するために、電気事業法第23条に基づく料金認可変更命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討を行うこと
- (2) 事業報酬と資金調達コストの差分や経営努力の結果生じた原価と実績の差分については最優先で特別負担金の返済に充てられることを事前に確認し、また事後にも検証を行うこと
- (3) 燃料費調整制度については、燃料費の発電コストに占める割合が高いことを踏まえると、価格変動による燃料費増をそのまま値上げ理由とする現行のままでよいのか、といった問題をさらに中期的課題として検討すること

また、これ以外にも当委員会としては、現在検討されている家庭用電力供給の自由化と新たな規制体系の在り方と、これらに対して消費者の意見が反映される仕組みの在り方について問題意識を有しており、この点についても今後当委員会で検討を行う必要があると考える。

# 東京電力株式会社の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する意見

平成 24 年 7 月 17 日  
消 費 者 庁

消費者庁は、東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイント検討チームを中心として、経済産業省電気料金審査専門委員会（以下「専門委員会」という。）の査定方針案が、消費者の観点から妥当なものとなっているか等について、6月28日に発表した「チェックポイント（詳細版）」を活用し、評価を行った。

この評価は、専門委員会における議論の枠に必ずしもとらわれることなく、消費者は電力会社を選べず、かつ東京電力には公的資金が投入されているという他の電力会社にはない特別な事情も踏まえ、消費者の立場に立った議論の上に、取りまとめたものである。この評価は、消費者に対し必要な情報が提供されること、消費者の意見が政策に反映されることといった、消費者基本法に理念として位置づけられた「消費者の権利」に即したものと考えている。

経済産業省においては、こうした消費者の観点からの意見に最大限対応することを要請する。また、東京電力は、消費者の信頼を失っている厳しい現実に正面から向き合い、その回復に誠心誠意努め、説明責任をしっかりと果たすべきである。

## 1 今般の値上げの認可申請に際し検証した事項

### ○人件費等について

公的資金が投入されている状況を踏まえ、一層の削減を行う必要がある。

具体的には、他の公的資金投入事例も踏まえて、正社員（管理職・一般職）の年収の少なくとも30%程度の削減、賞与の削減、特に、管理職の率先した削減を求めるべきである。

また、法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合を法定の50%とするのが適切である。また、職場生活施設関係費、カフェテリアプラン、雑口等一般厚生費については、現在の計画では合理化努力が不十分であり、必要最低限の項目・額のみを計上すべきである。



## ○調達等について

競争入札比率については、100%を目指し、5年を待たずに可能な限り早期に、少なくとも60%を実現すべきである。また、調達実績について、一定期間毎に、契約別の情報（金額、件数、理由等）を公表する仕組みを早急に構築する必要がある。

随意契約による契約額については、10%以上の削減を着実に実施すべきであり、これに資するため子会社・関連会社も資材・役務調達コストの削減に取り組むとともに、適切な情報開示に努める必要がある。また、今後3年間で期待される費用削減額を、あらかじめ原価から差し引くべきである。

## ○事業報酬について

事業報酬については、直近の貸借対照表に基づく株主資本をベースに考えることは“短視眼的”であり、長期的・標準的な株主資本割合や事業報酬率をベースに考える現状の方法は適当である。

ただし、事業報酬は、公的資金が投入されている事情を踏まえ、可能な限り低廉化を図る必要がある。

事業報酬に由来する利益は、賠償資金を返還する特別負担金の納付に優先的に充当されるべきであり、人件費への流用などに用いられてはならない。事業報酬に由来する利益を特別負担金の納付に第一に用いることを東京電力に約束させ、それを対外的に明示することが事業報酬を認める条件となる。また、経済産業省は、それを継続的に監視すべきである。

## ○減価償却費、安定化維持費用、賠償対応費用について

福島第一原子力発電所（5号機と6号機）、福島第二原子力発電所（1号機～4号機）の減価償却費の取扱いについて、現時点において「明解かつ合理的な説明」に至っていると認めないため、原価に算入すべきではない。

また、安定化維持費用、賠償対応費用についても、現時点において「明解かつ合理的な説明」に至っていると認めないため、原価に算入すべきではない。

## ○燃料費・購入電力料について

燃料費について、原価算定期間中に価格の契約更新時期を迎える場合は、交

渉努力を先取りする形で原価を削減する等、可能な限りの低廉化を図るべきである。

また、発電単価を踏まえた効率的な発電所の運用がなされるべきであり、その取組について、外部からの検証が行えるように、情報公開を進めるべきである。

原子力発電所からの購入電力料について、現時点では、費用細目毎の増減額を含む明解な説明が行われていないため、原価に算入すべきではない。

### ○規制部門と自由化部門の関係について

収益構造の歪みが著しく、またそれが構造的な場合は、事業者に料金改定を促すとともに変更認可申請命令の発動も検討する必要がある。この検討の方針を、より具体的に示すべきである。

### ○新料金体系への移行に向けた情報提供について

契約時において、具体的な説明・広報を徹底すべきである。また、より積極的に利用者への提示や案内がなされる仕組みが必要である。

また、必要不可欠な電気の使用への影響や節電の実施によるメリットの観点から、電気の低利用者、中利用者の負担増に配慮した料金体系とすることが重要である。

料金改定後も、消費者からの相談に丁寧に対応できるよう、社内体制の整備を行う必要がある。

### ○資産売却等について

東電が保有する不動産や株式、子会社等が所有する資産の積極的な売却と進捗の公表を行うべきである。

### ○適切な審査等について

今般の値上げに際しては、どれだけの消費者団体等に説明をし、どのような意見が出たのかを公表する必要がある。料金改定時においては、消費者理解の確保のための時間的余裕を勘案した上で、申請すべきである。また、値上げの時期について、提示から実施までの期間を十分にとり、事前周知を徹底すべきである。

## ○フォローアップ審査について

東京電力の料金メニュー毎に、実収入と料金算定での想定との乖離の妥当性を検討するため、毎年度の事後の適切な情報開示と検討の仕組みが必要である。開示すべき情報は、レートメイクに関する検証も行うため、1 kwh 当たりの原価構成（人件費等諸費用等）を含む必要がある。また、その旨が「電気料金情報公開ガイドライン」に盛り込まれる必要がある。消費者庁に、その策定に関与させるとともに、継続的に料金の妥当性を点検させるべきであると考えている。

人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を上回る支出が行われないう、経済産業省は継続的に監視すべきである。

このような仕組みを構築することを確認した上で、料金認可が行われる必要がある。

## **2 今後、中長期的に取り組む事項**

### ○選択肢の拡大や料金の引下げについて

消費者の選択確保や料金の低廉化など消費者の利益につながるような制度の改善（小売全面自由化、総括原価方式の見直し等を含む電力システム改革等）については、「中長期的」に取り組む事項と整理しているものの、早急・優先的に取り組むべきである。

### ○燃料費調整制度の評価・見直しについて

電源構成の変化による燃料費の変動について、総原価を洗い直さない簡易な料金制度の導入については、慎重であるべきである。

燃料費は、今後も増大することが懸念され、原価構成の比重も高いことから、燃料コスト低廉化による消費者への還元と事業者へのインセンティブが図られる制度設計を検討する必要がある。

### ○制度改革や料金の在り方の決定などにおける消費者の参画について

制度改革や料金の在り方に関する専門委員会などに消費者代表を正規の委員として参加させ、より消費者の意見を反映した制度設計・料金設定となるよう検討すべきである。

以上

## 消費者庁からの意見への対応について

平成 24 年 7 月 19 日

経 済 産 業 省

### ○人件費等について

公的資金が投入されている状況を踏まえ、一層の削減を行う必要がある。

具体的には、他の公的資金投入事例も踏まえて、正社員（管理職・一般職）の年収の少なくとも 30%程度の削減、賞与の削減、特に、管理職の率先した削減を求めるべきである。

また、法定厚生費については、健康保険料の事業主負担割合を法定の 50%とするのが適切である。また、職場生活施設関係費、カフェテリアプラン、雑口等一般厚生費については、現在の計画では合理化努力が不十分であり、必要最低限の項目・額のみを計上すべきである。

1. 人件費について、消費者の目線や近年の公的資金投入企業の事例を踏まえ、徹底的な合理化を図るため、以下の方針に基づき、料金原価を一層減額する。

- ①料金原価算定期間（3年間）各年における管理職の年収を震災前と比べ 3割超引き下げ、3年間の全社員の平均年収で見ても、近年の公的資金投入企業（最大 23.62%）のいずれをも上回る削減率（23.68%）とする。【約 28 億円（新規）】
- ②法定福利厚生費のうち健康保険料の企業負担割合を、法定負担割合である 50%とする。【約 12 億円（追加：審査専門委査定方針案は 56%）】
- ③本社・支店の社員食堂に係る原価の控除やカフェテリアプランにおける余暇・レジャーメニューの執行停止、持株奨励金・総合預金奨励金の廃止等により、原価上、一般福利厚生費を震災前と比べ 3割超引き下げる。【約 7 億円（追加：審査専門委査定方針案から拡充）】

以上により、「電気料金審査専門委員会査定方針案」で示された原価の減額幅（約 40 億円）は、約 90 億円となる。

## ○調達等について

競争入札比率については、100%を目指し、5年を待たずに可能な限り早期に、少なくとも60%を実現すべきである。また、調達実績について、一定期間毎に、契約別の情報（金額、件数、理由等）を公表する仕組みを早急に構築する必要がある。

随意契約による契約額については、10%以上の削減を着実に実施すべきであり、これに資するため子会社・関連会社も資材・役務調達コストの削減に取り組むとともに、適切な情報開示に努める必要がある。また、今後3年間で期待される費用削減額を、あらかじめ原価から差し引くべきである。

### 1. 調達等について、さらに徹底的な合理化を求める。

- ①競争入札の導入比率について、東京電力は5年間で60%の水準を達成するとの目標を表明したが、この更なる前倒しを求めるとともに、競争入札の導入状況について一定期間ごとに公開を求める。【新規】
- ②総合特別事業計画において修繕費・委託費について既に10%削減した上で料金申請がされているが、それ以外の費用項目を含む随意契約について、原則10%削減を求め、未達分を減額する。【約44億円（審査専門委査定方針案どおり）】
- ③その上で、日本原電からの購入電力料を含め、子会社・関係会社との随意契約取引については、一般管理費等のコスト削減が可能と見込まれる費用については更に深掘りをする。【約60億円（新規）】

以上により、調達関連の原価の減額幅は、約104億円（うち日本原電からの購入電力料は約37億円）となる。

### 2. この他、消費者目線に立った徹底的な合理化の観点から一層の精査を行った結果、以下の項目について減額を行う。

- ①東電病院に関する設備投資関連費用を原価から控除する。【新規】
- ②社宅賃料について、周辺物件の平均的賃料水準を上回る分について原価から控除する。【新規】
- ③諸費のうち、年功慰労金等人件費に含めうるものについては、原価から控除する。【新規】

## ○事業報酬について

事業報酬については、直近の貸借対照表に基づく株主資本をベースに考えることは“短視眼的”であり、長期的・標準的な株主資本割合や事業報酬率をベースに考える現状の方法は適当である。

ただし、事業報酬は、公的資金が投入されている事情を踏まえ、可能な限り低廉化を図る必要がある。

事業報酬に由来する利益は、賠償資金を返還する特別負担金の納付に優先的に充当されるべきであり、人件費への流用などに用いられてはならない。事業報酬に由来する利益を特別負担金の納付に第一に用いることを東京電力に約束させ、それを対外的に明示することが事業報酬を認める条件となる。また、経済産業省は、それを継続的に監視すべきである。

1. 事業報酬については、東京電力は当面配当を行わないこととしているが、原子力損害賠償支援機構法に基づき公的資金を投入された企業であることから、事業報酬から得た利益について人件費への流入などが行われず、最大限特別負担金に充てることを確保すべく、毎年の主務大臣による認可の際に厳格にチェックを行うことが、同法第 52 条において明示されている。このことについては、主務大臣としても確認することとしたい。

### ○減価償却費、安定化維持費用、賠償対応費用について

福島第一原子力発電所（5号機と6号機）、福島第二原子力発電所（1号機～4号機）の減価償却費の取扱いについて、現時点において「明解かつ合理的な説明」に至っていないと言えないため、原価に算入すべきではない。

また、安定化維持費用、賠償対応費用についても、現時点において「明解かつ合理的な説明」に至っていないと言えないため、原価に算入すべきではない。

1. 福島第一原発5、6号機及び福島第二原発に係る減価償却費については、会計上の扱いとして、事業者として正式に廃炉の決定を行っていない以上、原価算入を認めることはやむを得ないものと考えられる。また、これによって会計上資産価値の減損が行われた場合、1兆円の公的資金の投入等財務基盤の強化によって賠償、原子炉廃止措置、電気の安定供給の同時達成を図る枠組みに支障を来すおそれがある。なお、東京電力を法的整理すべきとの議論については、電力債が電気事業法に基づく一般担保付社債となっており、法的整理した場合、賠償債権を含めその他の債権の弁済が劣後する等の問題があり、賠償の確実な実施や国民負担の最小化という観点から問題があると言わざるを得ない。
2. また、福島第一原発1～4号機の安定化維持に係る費用及び賠償対応費用については、こうした費用が原価算入されない場合、東電としての原子炉廃止措置、賠償といった責務が果たせなくなるとともに、国民全体の負担によらざるをえなくなるため、東電が採用するADR弁護士費用は控除するなど、厳に必要な費用に限った上で、原価に算入することは認めざるを得ない。

## ○燃料費・購入電力料について

燃料費について、原価算定期間中に価格の更新時期を迎える場合は、可能な限りの低廉化を図る必要がある。

また、発電単価を踏まえた効率的な発電所の運用がなされるべきであり、その取組について、外部からの検証が行えるように、情報公開を進めるべきである。

原子力発電所からの購入電力料について、現時点では、費用細目毎の増減額を含む明解な説明が行われていないため、原価に算入すべきではない。

1. 査定方針案においては、東京電力の燃料計画について、最も経済性のある石炭をベースとして、次に経済性のあるLNGを優先的に消費、残りの所要量を石油の順（メリットオーダー）にて賄うことを基本としていることを確認したとしている。
2. 御指摘の「外部からの検証が行えるような情報公開」については、電気料金有識者会議の提言も受け、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっていることから、当該事後評価の在り方として適切な方法を検討し、実施してまいりたい。
3. 日本原電からの購入電力料については、人件費、安全対策を除く修繕費、委託費等を削減する（約37億円）。



## ○規制部門と自由化部門の関係について

収益構造の歪みが著しく、またそれが構造的な場合は、事業者に料金改定を促すとともに変更認可申請命令の発動も検討する必要がある。この検討の方針を、より具体的に示すべきである。

1. 査定方針案においては、今回改定以降の収益構造の変更については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっており、経済産業省は収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者に料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、必要に応じ料金認可申請命令の発動すべきであるが、その際の具体的な発動要件について検討すべきとしており、今後検討を進め収益構造の適正化を確保する仕組みを作りたい。

## ○新料金体系への移行に向けた情報提供について

契約時において、具体的な説明・広報を徹底すべきである。また、より積極的に利用者への提示や案内がなされる仕組みが必要である。

また、必要不可欠な電気の使用への影響や節電の実施によるメリットの観点から、電気の低利用者、中利用者の負担増に配慮した料金体系とすることが重要である。

料金改定後も、消費者からの相談に丁寧に対応できるよう、社内体制の整備を行う必要がある。

1. 東京電力によれば、「検針時に申請の理由や内容等をご説明するご案内チラシを配布するとともに、同社ホームページにてより詳しい内容や料金メニュー等をご案内しているとのこと。また、消費者団体や業界団体など各種団体へ訪問により説明を行い、会員の皆さまへのご案内をお願いしている。」とのこと。
2. 利用者への積極的な提案については、「6月末より、商工会や業界団体等を再訪問し、ピークシフトプランや低圧高負荷契約の特徴やメリットの出る目安等を説明するとともに、同社カスタマーセンターでの料金試算を案内している。」とのこと。
3. 料金改定後の消費者からの相談に対しては、御指摘も踏まえ、東京電力は電気料金改定専用ダイヤルを設置し、消費者からの相談に丁寧に対応することとする。
4. また、今回の査定によるメリットを、より多くの家庭が享受できるよう、2段階料金の引き下げ幅をより大きくする。さらに、東京電力は、使用者が多様な選択肢を確保できるよう申請時には廃止することを予定していた「おトクなナイト10」を存続することとする。

## ○資産売却等について

東電が保有する不動産や株式、子会社等が所有する資産の積極的な売却と進捗の公表を行うべきである。

1. 不動産、有価証券、子会社・関連会社等の資産については、政府の「東京電力に関する経営・財務調査委員会」において、徹底的な洗い出しを実施した上で、電気事業に必要不可欠なものを除き売却することとして整理されている。東京電力によれば、「当該整理に沿って原子力損害賠償支援機構と共同で策定した総合特別事業計画に基づき、原則として平成 23 年度より 3 年以内に、グループ全体で 7,074 億円相当の資産売却を進めていく。」とのこと。
2. これらの資産売却については、売却の方法や時期、売却金額が適切なものとなるよう、原子力損害賠償支援機構においてもモニタリングを実施しているところ。
3. 進捗状況の公表については、有価証券は、インサイダー取引規制などの市場取引のルールに従い、交渉中情報の開示は行わず、交渉が決着してから情報を開示している。不動産については、売却案件リストを既にホームページで公表しており、売却が決定したものについても、売却総額の公表を行っている。

## ○適切な審査等について

今般の値上げに際しては、どれだけの消費者団体等に説明をし、どのような意見が出たのかを公表する必要がある。料金改定時においては、消費者理解の確保のための時間的余裕を勘案した上で、申請すべきである。また、値上げの時期について、提示から実施までの期間を十分にとり、事前周知を徹底すべきである。

1. 電気料金の認可プロセスについては、本年3月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、見直しを行った。
2. 料金の査定に当たり、外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ客観的な観点から料金査定方針等の検討を行っていただくため、総合資源エネルギー調査会総合部会に「電気料金審査専門委員会」を設置し、審議に当たっては2消費者団体及び消費者庁にオブザーバーとして毎回参加を頂き、さらに、6月28日の第8回専門委員会においては消費者団体からの意見聴取を行った（意見提出：9団体、資料提出：2団体）。
3. また、電気事業法上開催が求められている公聴会については、6月7日に東京において、同月9日に埼玉において開催したが、議事運営を中立的な第三者（審査専門委員会の委員長及び委員長代理）にお願いすることや、ご意見に対して回答を行う機会を設けるなど、丁寧かつ透明度の高いものに改善した（意見陳述人：届出者15名全員、参考人：15名、傍聴人：264名）。加えて、インターネット等を通じ「国民の声」の募集を行ったが、募集の締切を当初の6月9日から6月28日までに延長した（合計2,336件）。これらの意見に対する見解については、7月5日の第10回審査専門委員会において示されたところ。
4. なお、値上げの時期は、消費者庁からの指摘も踏まえ、9月1日とする。

## ○フォローアップ審査について

東京電力の料金メニュー毎に、実収入と料金算定での想定との乖離の妥当性を検討するため、毎年度の事後の適切な情報開示と検討の仕組みが必要である。開示すべき情報は、レートメイクに関する検証も行うため、1 kwh 当たりの原価構成（人件費等諸費用等）を含む必要がある。また、その旨が「電気料金情報公開ガイドライン」に盛り込まれる必要がある。消費者庁に、その策定に関与させるとともに、継続的に料金の妥当性を点検させるべきであると考ええる。

人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を上回る支出が行われないよう、経済産業省は継続的に監視すべきである。

このような仕組みを構築することを確認した上で、料金認可が行われる必要がある。

1. 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議では、部門別収支を毎年公表すること、原価算定期間後には原価と実績の部門別評価を実施すること提言されており、これを受けて「電気料金情報公開ガイドライン」を本年3月に見直したところ。
2. また、査定方針案では、今回の審査で終わることなく、認可後の東京電力の料金の妥当性について引き続き監視を続けるべき、具体的には、原価算定期間内においては、毎年度事業者が決算発表時等に、決算実績や収支見通しを説明するとともに、利益の用途や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家にとってわかりやすい形で説明すべきとしている。
3. そのため、事後評価の観点から、レートメイクに関する検証を行うため、1 kwh 当たりの原価構成（人件費等諸費用等）を含む情報開示を行うこととするなど適切な情報開示のあり方を検討し、実施する。また、人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を合理的な理由なく上回る支出が行われないよう、継続的に監視していく。

### ○選択肢の拡大や料金の引下げについて

消費者の選択確保や料金の低廉化など消費者の利益につながるような制度の改善（小売全面自由化、総括原価方式の見直し等を含む電力システム改革等）については、「中長期的」に取り組む事項と整理しているものの、早急・優先的に取り組むべきである。

1. 自由化部門と異なり、制度上供給者を選択できない家庭等の規制部門においても、需要家選択肢を確保すべきではないかとの強い声があることも事実。
2. 現在、総合資源エネルギー調査会に電力システム改革専門委員会を設置し、ゼロベースで電力システムを見直す議論が行われ、7月13日に開催された第8回委員会において、「小売の全面自由化」及び「総括原価方式の廃止」を含む「電力システム改革の基本方針」が取りまとめられたところ。
3. この基本方針を、新たなエネルギー基本計画など、政府の政策に反映し、改革を着実に実行していきたい。さらに詳細な制度設計は、秋以降、改めて専門委員会で議論いただき、年内を目処に検討を進めたい。

### ○燃料費調整制度の評価・見直しについて

電源構成の変化による燃料費の変動について、総原価を洗い直さない簡易な料金制度の導入については、慎重であるべきである。

燃料費は、今後も増大することが懸念され、原価構成の比重も高いことから、燃料コスト低廉化による消費者への還元と事業者へのインセンティブが図られる制度設計を検討する必要がある。

1. 燃料費調整制度は、電気事業者の経営効率化の成果を透明化すると共に、為替レート変動等の経済情勢の変化を電気料金に迅速に反映させることを目的として平成8年1月に導入された。本制度は平成21年5月以降、過去3ヶ月分の平均燃料価格が2ヶ月後の料金に毎月反映される仕組みとなり（これまでは4半期毎）、より迅速に変動分が料金に反映されることになった。
2. 査定方針案においては、現在の燃料費調整制度の下では、LNGが原油リンクとなっているため、1社だけが経営効率化によって調達価格を下げたとしても、他社が同様の取組を行わなければ、原油価格が高騰した場合、当該1社だけが燃料費調整制度のメリットを受けられずリスクを負うため、他社と横並びの行動を取るインセンティブがあるという問題点を有しているとされている。
3. また、電気料金有識者会議報告書においては、「将来的には、一般電気事業者の効率化インセンティブの観点から、例えば国際調達価格の平均を指標として、効率化努力を適切に評価すること等も検討すべきである」と提言されており、上記の点も踏まえ、燃料費削減インセンティブの向上に向けて継続的に検討を行っていく予定。

### ○制度改革や料金の在り方の決定などにおける消費者の参画について

制度改革や料金の在り方に関する専門委員会などに消費者代表を正規の委員として参加させ、より消費者の意見を反映した制度設計・料金設定となるよう検討すべきである。

1. 制度改革や料金制度そのものが審議される「総合資源エネルギー調査会電力システム改革専門委員会」、エネルギーベストミックス等が審議される「総合資源エネルギー調査会基本問題委員会」には、消費者団体の委員にもご参加いただいているところ。
2. 今後とも、検討内容に応じて、消費者代表を正規の委員とするなど適切な消費者の参画の拡大を図ってまいりたい。



## チェックポイント（詳細版）

平成 24 年 6 月 28 日  
東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する  
チェックポイント検討チーム

東京電力の家庭用電気料金認可申請に関するチェックポイント検討チームは、今般の認可申請に関する消費者庁の検証が消費者の観点を踏まえたものとなるよう、「チェックポイント（詳細版）」を、以下のとおり作成した。

これは、消費者が必要な情報の提供を受けること、消費者の意見が政策へ反映されることといった消費者基本法に位置づけている「消費者の権利」に即したものと考えている。また、東京電力に公的資金が投入されているという特別な事情を十分踏まえた対応が必要である。

消費者庁は、今後の検証に際して、この「チェックポイント（詳細版）」を活用するとともに、経済産業省においても、消費者庁側の意見に最大限対応することを期待する。また、東京電力においては、この過程において、その責任を十分に認識し、消費者に配慮した真摯な対応に努められることを期待する。

（なお、今後の検証過程で変更を加えることがあり得る。また、原価に算入されない項目にも、言及していることに留意。）

### 1 今般の値上げの認可申請に際し検証を行うべき事項

#### 【人件費等について】

[給与・賞与]

① 給与・賞与について、人員削減効果とは別に、他の公的資金投入企業事例も踏まえて、少なくとも 30%程度<sup>1</sup>削減しているか。

※その際、特に、以下の項目については、削減内容を検証する。

（ア）正社員（管理職・一般職）の給与・賞与（一人当たり）を、少なくとも 30%程度削減しているか。賞与については、支給しないことにしているか。

（イ）役員報酬の削減率が、少なくとも 60%以上となっているか。

※また、以下の項目について、経済産業省に理由・内訳を確認し、その内容次第では、更なる削減を求める。

<sup>1</sup> 過去の公的資金導入事例：A 社：運行乗務員 30%減（報道ベース）  
B 銀行：従業員 約 3 割程度削減

(ウ) 平日時間外手当割増率が減少しているにも関わらず、基準外賃金が減少しない理由。

(エ) 「時間外手当」の平日手当分と休日手当分（それぞれの割増率も含む。）。また、「その他基準外賃金」の内訳。

② その他基準外賃金等を含めて、可能な限りの削減を行っているか。

#### [人員削減]

③ 人員削減について、外部委託の活用等の努力も含めて、一般管理部門や販売部門の正社員を中心にして、思い切った削減を行っているか。

#### [厚生費]

④ 法定厚生費について、健康保険料の事業主負担は、法定の50%に削減しているか。（東京電力の申請は、60%。）

⑤ 職場生活施設関係費（食堂費用）については、過疎地等不便な地域にある支店分以外は削減しているか。

⑥ カフェテリアについては、余暇・レジャー等の支出は廃止されているか。

⑦ 雑口については、原則廃止されているか。

(ア) 持ち家財形貯蓄奨励金

(イ) 総合預金奨励金

(ウ) 医療共済会拠出金

(エ) 持株奨励金

(オ) その他雑口

⑧ 厚生費は、真に必要な項目のみ、必要最低限の額が計上されているか。

#### 【調達等について】

⑨ 競争入札比率について、少なくとも60%（申請内容の目標値の2倍）に拡大しているか。競争入札への移行による契約額について、少なくとも15%<sup>2</sup>程度削減しているか。

⑩ 随意契約による契約額について、少なくとも10%程度削減しているか。

⑪ 調達の公表について、一定期間毎に、契約別（競争入札、随意契約）に金額及び件数を公表しているか。

⑫ 一定額以上の随意契約については、理由・件名等の公表を行っているか。

---

<sup>2</sup> 「国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行に関する会計検査の結果についての報告書」によれば、契約金額の予定価格に対する比率である落札率は、20年度分については、14%の差異が発生。

- ⑬ 一括再委託の禁止や再委託比率の上限等の設定等による再委託の適正化を行っているか。
- ⑭ 広告宣伝費、交際費の大幅削減、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止を行っているか。また、役員・管理職の不必要な個室待遇はなくしているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明解かつ合理的に説明しているか。
- ⑮ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。（各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。）
- ⑯ 子会社・関連会社の役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が東京電力本体における措置に準じたものとなっているか。
- ⑰ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退しているか。
- ⑱ 調達等における更なる効率化努力がもたらすと期待される費用削減額を、算入原価の一層の削減に予め充てられないか。

#### 【事業報酬について】

- ⑲ 震災後の事業環境の変化や公的資金投入等の事情を踏まえて、事業報酬率は適正なものとなっているか。その用途に関する計画は妥当なものとなっているか。

#### 【安定化維持、賠償業務対応費用、減価償却費について】

- ⑳ 福島第一原発1～4号機に係る賠償対応費用・安定化費用及び福島第一原発5号機、6号機並びに福島第二原発の減価償却費を原価に含めることにつき、明解かつ合理的な説明がなされているか。
- ㉑ 減価償却については、対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものとなっているか。

#### 【燃料費・購入電力料について】

- ㉒ 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。
- ㉓ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、予め燃料費を削減できないか。
- ㉔ 原子力発電所からの購入電力料について、費用細目毎の増減額を含む明解な説明が行われているか。

### 【規制部門と自由化部門の関係について】

- ②⑤ 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。発電送電設備費用は、ピーク需要量比でコスト配賦がなされているが、ピーク需要量の推定は適切か。
- ②⑥ 規制部門と自由化部門の損益の状況を毎年度公表するか。
- ②⑦ 規制部門と自由化部門の損益構造がバランスのとれたものとなっているか。
- ②⑧ 規制部門と自由化部門の損益構造について、適正性を継続的に確保されるために必要な取組が示されているか。

### 【新料金体系への移行に向けた情報提供等について】

- ②⑨ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を通知しているか。
- ③⑩ 消費者の生活スタイルに配慮したピークシフトプランの時間帯設定がなされているか。
- ③⑪ 対象となる消費者に応じた適切な方法で、事前周知の徹底を行うことにしているか。
- ③⑫ （料金改定が認可される場合・料金改定後も）消費者からの問い合わせ・苦情に対して、丁寧な説明（適当な場合には業務への反映）等消費者対応に万全を期しているか。

### 【資産売却等】

- ③⑬ 東電が保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の積極的な売却と進捗の公表を行うことにしているか。
- ③⑭ 東電本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、廃止を含め必要な見直しがなされているか。

### 【適切な審査等】

- ③⑮ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしていくことにしているか。
- ③⑯ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開を行うことにしているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。
- ③⑰ （料金改定が認可される場合）改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

- ⑳ 今後、財・サービスの購入費の値下がり等により仮に利益が生じた場合、人件費や内部留保等に充当せず、特別負担金の納付等に充当することになっているか。

## 2 今後、中長期的に取り組むべき事項

- ㉑ 総括原価方式の見直しや自由化・発送電分離の検討等を通じた電力システム改革、技術革新等による中長期的な選択肢の拡大や料金の引き下げの展望を示すことが大切ではないか。
- ㉒ 燃料調整制度について、電源構成の変化や石油・ガス等の趨勢的な価格上昇・下落などの環境変化に応じ、制度の評価・見直しを行う必要があるのではないか。
- ㉓ 制度改革や料金の在り方の決定等における消費者の参画を更に促進できるように、検討する必要があるのではないか。

以上

- ※ なお、上記の項目以外に、多数の委員からは以下の趣旨の発言があった。
  - 現状では、消費者は、電力会社を選ぶことはできない。このため、なぜ値上げが必要なのかをきっちりと説明し、拙速な値上げは回避すべきである。
  - 消費者庁は、経済産業省電気料金審査専門委員会における議論にはこだわらずに、消費者の目線から、検証するべきである。

## チェックポイント（詳細版）への回答

資源エネルギー庁  
平成 24 年 7 月 11 日

### 1 今般の値上げの認可申請に際し検証を行うべき事項

#### 【人件費等について】

#### [給与・賞与]

① 給与・賞与について、人員削減効果とは別に、他の公的資金投入企業事例も踏まえて、少なくとも30%程度削減しているか。

(ア) 正社員（管理職・一般職）の給与・賞与（一人当たり）を、少なくとも30%程度削減しているか。賞与については支給しないことにしているか。

- 電気料金審査専門委員会の査定方針案（以下、「査定方針案」という。）においては、東京電力（社員のみ）の基準賃金及び賞与の一人当たり水準（556万円）は、平成23年度賃金構造基本統計調査の統計値（全産業・1000人以上・一般労働者・地域補正後）の551万円に比べて、5万円上回っているが、諸手当を加えた水準は東京電力が598万円、統計値（全産業・1000人以上企業・社員・地域補正後）が（609万円）であり約11万円下回っていることから、申請内容は妥当であると考えている。
- 公的資金が注入された企業では、社員年収を30%程度減額した企業もあるが、30%減額の対象は特定の職種に限定されていたり、翌年度以降、賞与の支給を再開するなど比較的短期間で処遇を改善しているものと認識している。
- なお、東京電力によれば、「昨年6月以降、管理職▲25%、一般職▲20%の年収減額を実施していることに加え、向こう3年、現行の年収減額を継続することを基本に、24年度夏季賞与分を原価からカットすることでさらなる圧縮を図る予定。」とのこと。
- さらに、「改革を加速する観点から新制度（年俸制）の導入を24年度に前倒しすることを検討しており、賞与のあり方を含め、今後労働組合と協議する予定。」とのこと。

#### 【電気料金審査専門委員会委員】

	秋池 玲子	ボストンコンサルティンググループ パートナー&マネージング・ディレクター
委員長	安念 潤司	中央大学邦貨大学院 教授
	永田 高士	公認会計士
	八田 達夫	学習院大学 特別招聘教授
	松村 敏弘	東京大学社会科学研究所 教授
委員長代理	山内 弘隆	一橋大学大学院商学研究科 教授

（査定方針該当箇所：P16）

(イ) 役員報酬の削減率が、少なくとも60%以上となっているか。

- 役員給与については申請された料金原価に織り込まれていない。

(ウ) 平日時間外手当割増率が減少しているにも関わらず、基準外賃金が減少しない理由。

- 査定方針案においては、時間外手当等については、事業の性質や景気によって左右されるため、全産業との比較は適当ではなく、一般電気事業者との比較を行ったところ、今回の申請については、一人当たりの水準が一般電気事業者の平均値を下回っていることが確認でき、妥当であると考えている。

※平日時間外手当割増率（130%→125%）が減少しているにも関わらず、基準外賃金が前回改定時に比べて増加している理由について  
時間外手当は、以下の計算式により算定されている。

$$\text{時間外手当} = \text{基準賃金} \times (\text{直近3カ年時間外手当} / \text{直近3カ年基準賃金}) \times \text{割増率カット} (125 / 130)$$

このうち、割増率の減少に加え、基準賃金が今回の改定により前回改定時に比べて約11%削減しているが、直近3カ年の時間外手当は支出実績を採用しているため、時間外手当全体が前回改定時に比べて増加している。将来の原価算定期間における時間外手当を見積もるに当たり、直近3カ年の実績を前提としていることは妥当であると考えられるとされている。

※時間外手当の平日手当分と休日手当分（それぞれの割引率）、「その他基準外賃金」の内訳について

時間外手当の算定方法は上記計算式のとおりであり、平日手当分と休日手当分を合わせて、直近3カ年実績に基づき算定している。なお、休日時間外手当割増率は140%が135%に引き下げられるが、両者を合わせることで、休日時間外手当も含めカット率は125/130となっており、別々に割増率を掛け合わせるよりも時間外手当は抑制されているとしている。

- なお、東京電力によれば、「前回改定（平成20年9月）及び今回改定における時間外手当の算定手法は基本的には同じであり、以下のとおり算出している。」とのこと。

時間外手当

$$= \text{基準賃金} \times \text{対基準賃金比率} [= \text{過去3カ年時間外手当平均} / \text{過去3カ年基準賃金平均}]$$

※その他基準外賃金も同様の考え方

## (参考1) 今回改定における時間外手当

(百万円)

	20～22年度 平均	24年度 (想定)	25年度 (想定)	26年度 (想定)	今回 3年平均
基準賃金	199,312	181,098	177,999	174,533	177,877
時間外手当	32,031	27,975	27,490	26,967	<b>27,477</b>
対基準賃金比率	16.07%	16.07%	16.07%	16.07%	—
割増率見直し影響	—	×96.15%	×96.15%	×96.15%	—
電事連自主カット	31	31	31	31	31
最終織込原価	—	27,944	27,459	26,936	<b>27,446</b>

※「各年度基準賃金×15.45% (=16.07%×96.15%)」にて算定

※電気事業者連合会自主カット後の金額が最終織込原価

※96.15%は平日時間外割増率(130%→125%)の影響係数

## (参考2) 前回改定における時間外手当

(百万円)

	17～19年度 平均	前回 (想定)	20年度 (実績)	前回 -20年度
基準賃金	196,872	199,132	198,742	—
時間外手当	32,176	<b>25,887</b>	30,614	<b>▲4,727</b>
対基準賃金比率	16.34%	16.34%	15.40%	—
時間外削減目標	—	×80.00%	—	—

※「199,132×13.00% (=16.34%×80%)」にて算定

## (参考3) 基準外賃金の前回、今回比較

(百万円)

	前回	今回	比較
基準賃金	199,132	177,877	▲21,255
基準外賃金	37,018	<b>36,987</b>	▲31
時間外手当	25,887	27,446	+1,559
その他基準外手当	11,131	9,541	▲1,590

(査定方針案該当箇所：P20)

(エ) 「時間外手当」の平日手当分と休日手当分(それぞれの割増率も含む。)  
また、「その他基準外賃金」の内訳。

- 査定方針案においては、時間外手当等については、事業の性質や景気によって左右されるため、全産業との比較は適当ではなく、一般電気事業者との比較を行ったところ、今回の申請については、一人当たりの水準が一般電気事業者の平均値を下回っていることが確認でき、妥当であると考えている。
- なお、東京電力によれば、「時間外手当については平日分と休日分に区分して算定していないが、平日時間外割増率を見直した影響が96.15% (=125%÷130%) であるのに対し、休日時間外割増率を見直した影響は96.42% (135%÷140%) であるため、原価をより圧縮する観点から一律96.15%を乗じて算定しているため、それぞれ区分して算定する場合よりも圧縮された原価となっている。」とのこと。



○ その他基準外賃金には以下の手当が含まれている。

項 目	支給趣旨
特定勤務手当	交替勤務者（変則勤務）に対する手当
特別労働手当	非常災害時や深夜勤務など特別な勤務に対する手当
当直手当	当直勤務に対する手当
作業手当・作業勤務手当	高所作業・活線作業・放射線管理区域での作業など危険困難箇所での業務に従事する場合の手当
医務調整手当	医師・看護師等に対する手当
特定事業所勤務手当	原子力発電所地区事業所等への赴任奨励
海外勤務手当	海外勤務者に対する手当
R手当	家賃補助
住宅特別手当	家屋修繕費用の補助

「その他基準外賃金」の内訳（その他超過労働給与＋その他基準外賃金）

（百万円）

	20～22年度3 ヵ年平均	24年度 （想定）	25年度 （想定）	26年度 （想定）	24～26年度3 ヵ年平均
基準外賃金	42,739	37,658	37,005	36,299	36,987
超過労働給与	39,625	34,836	34,233	33,578	34,216
時間外手当	32,031	27,944	27,459	26,936	27,446
その他超過労働給与	7,594	6,892	6,774	6,642	6,769
特定勤務手当	4,001	3,632	3,570	3,501	3,567
当直手当	1,873	1,700	1,671	1,538	1,670
特別労働手当	1,719	1,560	1,533	1,503	1,532
その他基準外賃金	3,114	2,822	2,772	2,721	2,772
作業手当	401	365	358	351	358
特定事業所勤務手当	246	224	220	216	220
住宅特別手当	740	672	661	648	660
R手当（家賃補助）	1,298	1,174	1,153	1,134	1,154
医務調整手当	68	63	62	60	61
海外勤務手当	356	324	318	312	318

※20～22年度3ヵ年平均は各年度数値を百万円未満切り捨てた後に平均した数値

（査定方針案該当箇所：P20）

② その他基準外賃金等を含めて、可能な限りの削減を行っているか。

- 査定方針案においては、給与の水準を他産業と比較する際に、基準賃金及び賞与に加えて、時間外手当等を除いた諸手当も含んだ給与総額で比較することが適当と考えられるとされている。また、東京電力の申請における基準賃金等は社員のみを対象にしたものであることから、比較対象となる統計値についても、これと合致させることが適当であるとしている。
- また、東京電力（社員のみ）の基準賃金及び賞与の一人当たり水準（５５６万円）は、平成２３年度賃金構造基本統計調査の統計値（全産業・１０００人平均・一般労働者・地域補正後）の５５１万円に比べて、５万円上回っているが、諸手当を加えた水準は東京電力が５９８万円、統計値（全産業・１０００人以上企業・社員・地域補正後）が（６０９万円）であり約１１万円下回っていることから、申請内容は妥当であると考えている。
- なお、東京電力によれば、「基準外賃金の約７割強が時間外手当であることを踏まえ、平日・休日時間外割増率を法定水準まで引下げ、時間外手当を削減することで基準外賃金全体の費用削減を図っている。」とのこと。査定方針案において、時間外手当については、①でも述べたとおり、他の一般電気事業者と比較して妥当であるとのこと。

（査定方針案該当箇所：P 16）

## [人員削減]

③ 人員削減について、外部委託の活用等の努力も含めて、一般管理部門や販売部門の正社員を中心に、思い切った削減を行っているか。

- 東京電力の人員計画は平成23年度期首39,629人から平成25年度末36,000人(約▲3,600人を削減)まで抑制するという人員計画となっている。また、原子力損害賠償、福島地域支援に従事する社員を23年度約3000人、24年度約2000人、25年度及び26年度約800人確保しつつ25年度までに3600人の人員削減を行う計画となっている。
- 査定方針案においては、以上を踏まえ、東電の人員について、他電力と生産性を比較すると、1人当たりの販売電力量、1人当たりの契約口数及び1人当たり売上高は他の一般電気事業者と比較して高い水準であるとしている。
- なお、東京電力によれば、「人員計画は、電力の安定供給を前提として、安全や品質の裕度にまで踏み込んで、最大限の効率化を進めることを織り込んで策定している。」とのこと。
- 販売部門については、「オール電化営業や新規電化開拓業務の中止、委託審査業務の省力化等により▲1,100人(販売部門の11%)、一般管理部門については、研究開発の縮小、研修業務の厳選・一部繰延、管理間接業務のスリム化等により▲1,400人(一般管理部門人員の19%)を削減する計画となっている」とのこと。

### 販売・一般管理部門の人員計画

	23年3月 実績	H24	H25	H26	削減数 H26-H23.3	削減率
販 売	9,950	8,840	8,859	8,858	▲1,092	▲11%
一 般 管 理	7,529	6,206	6,211	6,111	▲1,418	▲19%

※販売部門：電気供給の新增設申込受付・協議・調査、検針・集金の管理、料金計算、カスタマーセンター、電力契約の更改など（世間一般で言う営業マンではなく、電気事業に不可欠な実務を行う人員）

※一般管理部門：企画調査、システム、一般管理、経理、資材、用地、建築など

(査定方針案該当箇所：P13)

## [厚生費]

④ 法定厚生費について、健康保険料の事業主負担は、法定の50%に削減しているか。  
(東京電力の申請は、60%。)

- 査定方針案においては、健康保険料の負担割合については、健康保険組合で独自に設定できることから、何らかの比較が必要となる。東電の申請内容における健康保険料の負担割合は60%で電気・ガス・水道等の業態平均61%と同程度の水準であるが、単一・連合計56%と比較すると上回っていることを踏まえ、査定すべきとしている。

(査定方針案該当箇所：P 2 3)

⑤ 職場生活施設関係費（食堂費用）については、過疎地等不便な地域にある支店分以外は削減しているか。

- 東京電力によれば、「電気の安定供給という責任を果たす観点から、火災・電線事故発生に伴う緊急出動や昼休みに入るお客さまからの出向要請にも迅速に対応できる職場環境を整備することが必要であり、食堂についても、近隣に飲食店があるかどうかではなく、そのような観点から運営している。」とのこと。

⑥ カフェテリアについては、余暇・レジャー等の支出は廃止されているか。

- 東京電力によれば、「カフェテリアプランは「余暇、レジャー」「育児、教育、介護」「医療サービス」「自己啓発」「冠婚葬祭」など多岐にわたるメニューの中から、社員が自己のニーズに応じて受けるサービスを選択するしくみであり、社外の福利厚生サービス提供機関のサービスを受けている。このため、余暇・レジャーのメニューだけを廃止することは現実的ではない。厚生・体育施設に関しては既に全廃している。」とのこと。

⑦ 雑口については、原則廃止されているか。

(ア) 持ち家財形貯蓄奨励金

- 東京電力によれば、「当該制度は、従業員の財産形成を支援するための制度であり、他企業においても実施されていることから廃止していない。」とのこと。

(参考1) 労働者の資産形成に関する援助制度の有無

制度がある：95.8%

うち貯蓄制度がある：84.9%

厚生労働省 就労条件総合調査（21年度）企業規模1,000人以上より

(参考2) 財形貯蓄制度の有無

制度がある：88.5%

厚生労働省 就労条件総合調査（19年度）企業規模1,000人以上より

(イ) 総合預金奨励金

- 東京電力によれば、「当該制度は、従業員の財産形成を支援するための制度であり、他企業においても実施されていることから廃止していない。」とのこと。

(参考) 労働者の資産形成に関する援助制度の有無

制度がある：95.8%

うち貯蓄制度がある：84.9%

厚生労働省 就労条件総合調査（21年度）企業規模1,000人以上より

(ウ) 医療共済会拠出金

- 東京電力によれば、「共済会のしくみは公務員や他企業においても実施されていることから廃止していない。」とのこと。

(参考) 共済会設置率

72.9%（129社中94団体）

労務研究所「旬刊福利厚生（2010.10.8）」

(エ) 持株奨励金

- 東京電力によれば、「持株奨励金については、上場企業の大半で実施されていることから廃止していない。」とのこと。

(参考) 東京証券取引所上場企業（2,280社）で従業員持株制度を有する調査回答企業1,976社の

うち、奨励金を支給している企業は1,890社

東京証券取引所 平成22年度従業員持株会状況調査

(オ) その他雑口

- 東京電力によれば、「その他雑口の太宗は企業年金のうち確定拠出年金制度の運営管理や資産管理等に係る費用であり、そのほかに、一般財形貯蓄奨励金、遺児育英年金なども整理されている。」とのこと。
- 確定拠出年金制度の運営管理機関や資産管理機関については、「東京電力において競争見積もりを実施した結果選定した金融機関であり、支払っている管理費用についても十分低廉な水準であると認識している。」とのこと。
- また、「一般財形貯蓄制度や遺児育英年金は他企業においても実施されていることから、廃止していない。」とのこと。

(参考1) 労働者の資産形成に関する援助制度の有無

制度がある：95.8%

うち貯蓄制度がある：84.9%

厚生労働省 就労条件総合調査（21年度）企業規模1,000人以上より

(参考2) 財形貯蓄制度の有無

制度がある：88.5%

厚生労働省 就労条件総合調査（19年度）企業規模1,000人以上より

(参考3) 遺児年金・遺児育英年金制度の有無

制度がある：46.0%

厚生労働省 就労条件総合調査（19年度）企業規模1,000人以上より

⑧ 厚生費は、真に必要な項目のみ、必要最低限の額が計上されているか。

- 査定方針案においては、基準外賃金や福利厚生費等も含め、基準についてはできる限り統一的に適用すべきであり、この範囲内にある限りにおいては、どのような給与体系を採用するか、どのような福利厚生に重点を置くかについては、従業員のモチベーションの維持・向上を図る責務を持つ事業者の自主性に委ねるべきであるとしている。
- また、一般厚生費の中には、労働安全衛生法や次世代育成支援対策推進法といった法令等に定められた企業としての責務を果たすためのものが含まれていることから、原価に算入せず利益からのみによる支給を求めることは適当ではなく（原価算定上、利益は予め見込まれない）、経団連「福利厚生費調査結果報告（H22年度）」の1,000人以上企業の平均（31.1万円）と比較を行ったところ、東電の申請はこれを下回っていることから、申請内容は妥当であると考えている。

（査定方針案該当箇所：P 15、24）

## 【調達等について】

⑨ 競争入札比率について、少なくとも60%（申請内容の目標値の2倍）に拡大しているか。競争入札への移行による契約額について、少なくとも15%程度削減しているか。

- 東京電力によれば、「随意契約の約9割は、既設設備の修理・改造や（55.6%）、不具合改修などの緊急対応（28.0%）、対応可能な取引先が1社しかない（7.3%）など、短期間で競争入札に切り替えることは困難な実態にある。そのため、仕様の汎用化や、メーカーの技術に対応できる新規の取引先の育成などを進めることで、まずは3年以内に30%を必達目標として、競争入札の拡大を最大限進める予定である。チェックポイントに記載の競争比率60%についても、5年間での達成を目指す。」とのこと。
- また、「子会社・関連会社との契約について、競争発注の拡大に加え、工事効率の向上、機器仕様の標準化、工事・点検の実施時期の中止・実施時期見直し等により、約2割のコスト削減を実施する予定であり、外部取引先との契約についても、資本関係のある子会社・関連会社と同様に原価に踏み込んでコスト削減できないものの、競争発注の拡大等に取り組むことで、修繕費・委託費における随意契約全体で、約1割以上のコスト削減を実現する。」とのこと。

⑩ 随意契約による契約額について、少なくとも10%程度削減しているか。

- 東京電力によれば、「子会社・関連会社との契約について、競争発注の拡大に加え、工事効率の向上、機器仕様の標準化、工事・点検の実施時期の中止・実施時期見直し等により、3年間で約2割のコスト削減を実施する予定であり、外部取引先との契約についても、資本関係のある子会社・関連会社と同様に原価に踏み込んでコスト削減できないものの、競争発注の拡大等に取り組むことで、修繕費・委託費における随意契約全体で、約1割以上のコスト削減を実現する。」とのこと。

⑪ 調達の公表について、一定期間毎に、契約別（競争入札、随意契約）に金額及び件数を公表しているか。

- 東京電力によれば、「一定期間毎に、競争及び随意契約の状況（随意契約理由等）について最大限公表できるよう、現在、原子力損害賠償機構と協働したプロジェクトを立ち上げ、原子力損害賠償支援機構によるモニタリングや情報公開のあり方等、外部からの視点の下で取引を厳格にチェックする全体の仕組みについて、東京電力において鋭意検討している。」とのこと。

⑫ 一定額以上の随意契約については、理由・件名等の公表を行っているか。

- 東京電力によれば、「一定期間毎に、競争及び随意契約の状況（随意契約理由等）について最大限公表できるよう、現在、原子力損害賠償機構と協働したプロジェクトを立ち上げ、原子力損害賠償支援機構によるモニタリングや情報公開のあり方等、外部からの視点の下で取引を厳格にチェックする全体の仕組みについて、東京電力において鋭意検討している。」とのこと。

⑬ 一括再委託の禁止や再委託比率の上限等の設定等による再委託の適正化を行っているか。

- 東京電力によれば、「全ての取引先との契約条項に、一括再委託の禁止等に係わる条項を盛り込んでおり、再委託の適正化を担保している。」とのこと。

⑭ 広告宣伝費、交際費の大幅削減、警護等で必要な場合を除く幹部送迎用社用車の廃止を行っているか。また、役員・管理職の不必要な個室待遇はなくしているか。これらの対応が行われていない場合には、その理由を明解かつ合理的に説明しているか。

- 広告宣伝費は、電気料金制度・運用見直しに伴う有識者会議の提言を踏まえ、メディア等におけるイメージ広告や販売を単純に拡大するための営業に係る費用については原価に参入されおらず、事業を実施する上で優先度の高い費用として、「電気料金メニューの周知」、「お客さまの電気安全に関わる周知」、「需給逼迫時の需要抑制に関わる周知」、「発電所立地に係る理解促進に資する情報提供」、「その他公益的目的で行う情報提供」に係る金額のみ合計28億円が原価に算入されている。

普及開発関係費今回申請の概要

		前回	今回	差引	備考
普及開発関係費	①メディア等におけるイメージ広告や販売拡大目的の広告宣伝費	64	0	▲64	原価から全額カット (東京電力自然学校運営費、尾瀬広報業務委託、Switch!カード関連、電気の史料館等)
	②オール電化関連費用	29	0	▲29	原価から全額カット (エコキュート・エコアイス普及奨励金等)
	③PR館等の費用のうち単純な販売促進に係る部分	21	0	▲21	
	④インターネットやパンフレット等を利用した電気料金メニューの周知	6	3	▲3	
	⑤お客さまの電気安全に関わる周知	8	6	▲1	お客さま電気設備安全確保関連 等
	⑥でんき予報等需給逼迫時の需要抑制要請	0	0	0	
	⑦発電所立地に係る理解促進に資する情報提供	60	5	▲54	原子力情報誌の購入費用(お客さま配布用・公共施設配布用)、地域訪問用広報誌の作成費用 等
	⑧④～⑦以外の公益的な目的から行う情報提供	23	13	▲10	福島第一原子力発電所の作業状況報告・賠償関連等に係る広報関連費用 等
合計(①～⑧)	210	28	▲183		

- なお、東京電力によれば、「交際費は全額今回申請原価に算入していないとのこと。また、会長、社長は車両の利用頻度も高いためリース車両を使用しているが、その他の役員については、ハイヤー及び必要の都度タクシー事業者へ依頼している。幹部送迎用の社有車両はない。」とのこと。

- 役員、管理職の個室については、「以前は各役員等に設置していたが、現体制においては会長、その他各支店長、支社長などについては業務等を考慮し原則として設置することとしているとのこと。社長は、他の執行役と同部屋で執務にあたっている。」とのこと。

【参考】役員用車両について

22年度末 リース車両 7台           ハイヤー 12台  
 23年度末 リース車両 3台 (▲4)   ハイヤー 8台 (▲4)  
 23年度実績 リース料 468万円/年   委託費(運転手) 4,867万円  
                   ハイヤー利用 5,372万円  
 24年度以降リース車両も順次解約予定



⑮ 電力中央研究所への分担金は、その内容が真に必要なものに限られているか。  
(各研究テーマとそれぞれの予算額、再委託を行う場合はその比率。)

○ 査定方針案においては、電中研などの分担金及び自社研究のうち、以下に該当するものについては原価として認めるべきではないとしている。

- ・電力の安定供給に直接的に必要不可欠とまでは言えない研究(政策研究的なものなど)。
- ・研究期間が原価算定期間内に終了しているにも関わらず、それ以後も計上しているもの。
- ・海外の会議や団体に参加し、情報収集を行う研究であって実質的に団体費に類似するもの。
- ・他の研究所等で行っている研究と重複している研究。

※個別研究における事前、中間、事後評価などをきちんと行い、研究所内での重複等もできるだけ排除すべきではないか。なお、研究成果については、広く社会に普及するよう、既に公表されている内容をより充実させるべき。

○ なお、東京電力によれば、「電力中央研究所の研究課題のうち、再委託を行っている研究は原価織込額に対して0.1%程度となっている。」とのこと。

(査定方針案該当箇所：P 8 5)

電力中央研究所の各研究課題別繰込額と再委託比率

(百万円)

研究課題	原 価 繰込額	再委託 金 額	再委託 比 率
自然外部事象に対する原子力施設の安全性評価技術の高度化	392	-	-
経年軽水炉の健全性評価	385	1	0.33%
放射性廃棄物処分長期安全性評価技術の体系化	312	-	-
燃料サイクル	279	-	-
電力システム	256	0	0.06%
低線量放射線リスクの定量評価と放射線防護への反映	223	6	2.73%
高効率発電	206	-	-
発電基礎技術	195	-	-
IGCCの高度化と低炭素化技術の確立	186	-	-
雷・電磁環境	181	-	-
エネルギー変換	178	-	-
送配電設備の風害対策技術の実証	173	-	-
需給一体化運用・制御技術の構築	166	-	-
微粉炭火力の燃料種拡大のための運用技術開発	153	-	-
低品位資源利用技術の高度化	151	-	-
高性能二次電池技術の確立	144	-	-
次世代通信ネットワークシステムの構築	138	-	-
環境・経済・安全保障が調和するエネルギーシナリオの構築	132	-	-
構造工学	122	-	-
高エネルギー	119	-	-
電力応用	118	-	-
軽水炉のシステム安全評価	117	-	-
火力材料	116	-	-
経年鉄塔の健全性評価技術の開発	113	-	-
エネルギー変換・貯蔵材料	112	-	-
ヒューマンファクター研究	110	-	-
放射性物質の拡散実態解明と除染効果の評価	107	-	-
使用済燃料の長期貯蔵管理技術の開発	106	-	-
地下エネルギー利用技術	106	-	-
高電圧・絶縁	105	-	-
燃料高度利用	105	-	-
電力設備に及ぼす気象・気候影響予測手法の開発	104	-	-
需要家システム	104	-	-
経年電力流通設備の維持管理技術の構築	101	-	-
大電流技術	101	-	-
バイオテクノロジー	99	-	-
高クロム鋼製高温機器の設備診断技術の開発	96	-	-
生物環境	94	-	-
生物多様性に配慮した電力施設の建設・運用支援技術の開発	91	-	-
地圏科学	87	-	-
流体科学	84	-	-
エネルギー技術政策	82	-	-
大気・海洋環境	82	-	-
雷リスクマネジメント技術の構築	78	-	-
原子炉システム安全	78	-	-
原子力材料	78	-	-
PCB汚染変圧器の簡易処理技術の実証	76	-	-
非破壊検査	72	-	-
ダム流域土砂管理のための統合システム開発	68	-	-
太陽光発電大量導入時の系統セキュリティ評価	68	-	-
水域環境	67	-	-
地震工学	65	-	-
経済・社会システム	62	-	-
環境化学	62	-	-
熱流体・反応数値解析	61	-	-
気候変化と低炭素化技術の統合評価	60	-	-
日本型デマンドレスポンスの成立性評価	51	-	-
原子力施設における火災現象評価技術の確立	48	-	-
火力発電の大気環境総合評価技術の開発	43	-	-
通信システム	41	-	-
情報数理	34	-	-
持続可能な事業体制と料金制度の提言	23	-	-
高性能パワー半導体SiCの開発	21	-	-
材料研究共通基礎技術	6	-	-
合計	7,592	8	0.10%

端数処理の関係で合計値は一致しない

**⑯ 子会社・関連会社の役員の報酬・賞与・退職慰労金について、その削減が東京電力本体における措置に準じたものとなっているか。**

- 東京電力によれば、「当社との資本関係が強い子会社について、震災後、東京電力本体が役員報酬等の削減を実施したことに合わせ、各社の役員報酬等を20%～35%削減しており、役員退職慰労金制度については同時に廃止している。」とのこと。
- なお、仮に、東京電力が子会社・関連会社に発注することになったとしても、査定方針案ではコスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が10%に満たない場合には未達分を減額する入札を前提とした査定を料金原価上行うことから、当該企業の役員の報酬・賞与・退職慰労金は東電の料金原価と直接関係があるものではない。

**⑰ 子会社・関連会社の役員を兼務している者は、その報酬を辞退しているか。**

- 東京電力によれば、「子会社に対しては、23年の役員改選以降、当社役員が非常勤役員に就任した場合は「無報酬」とするよう通達を出しており、報酬が支払われた事実はない。」とのこと。
- また、関連会社については、「23年10月まで報酬を受領していた事例はあったが、10月以降は「自主的に辞退」することとしている。」とのこと。
- なお、「今般の株主総会以降、新たに就任した取締役・執行役が、子会社・関連会社の非常勤役員に就任している場合についても、引き続き「無報酬」もしくは「自主的に辞退」する取り扱いを継続することとしている。」とのこと。

**⑱ 調達等における更なる効率化努力がもたらすと期待される費用削減額を、算入原価の一層の削減に予め充てられないか。**

- 査定方針案においては、随意契約を行う取引に係る費用については、「東京電力に関する経営・財務調査委員会」において、発注方法の工夫による競争の導入により9.6%の単価低減を図ることが可能であると推定していることを勘案し、各費用項目の性格に応じ、コスト削減を求めることが困難である費用を除き、コスト削減額が原則10%に満たない場合には、未達分を減額すべきとしている。

(査定方針案該当箇所：P 9)

## 【事業報酬について】

⑨ 震災後の事業環境の変化や公的資金投入等の事情を踏まえて、事業報酬率は適正なものとなっているか。その用途に関する計画は妥当なものとなっているか。

- 1960年にレートベース方式に基づく現在の事業報酬制度が導入された趣旨は、それ以前の資金調達コスト積み上げ方式に基づく料金原価算入では、各社の資本構成の差異によって原価水準に差が生じることや、電気事業者における資金調達コスト低減のインセンティブが乏しいことを考慮し、電力会社一律の事業報酬率を設定することとしたもの。
- 査定方針案においては、この制度趣旨から、東京電力の事業報酬についても、原子力損害賠償支援機構法に基づく資金援助等による東京電力独自の資金調達コストの変化を勘案するのではなく、各電力会社一律に適用される報酬率を算定すべきであり、東京電力が今回の申請において、自らの事業リスクのみに基づいて事業報酬率を設定していることは適当ではないとしている。
- 事業報酬率は、審査要領上、電気事業をめぐる経営リスクが、他の一般的な事業会社の経営リスクと比較してどのような位置にあるかという点（ $\beta$ 値）を勘案し決定される。また、審査要領にも示されているように、東日本大震災後の状況も勘案し事業報酬率を設定する必要があるとしている。
- 経営リスクの算定を行うにあたり、電気事業を専門分野とする複数の金融アナリストにヒアリングを行ったところ、震災以降、電気事業の経営リスクは格段に高まったと考えられ、電気事業を投資先として選定する（すなわち、電力会社による資金調達が可能となる）ためには、大震災以降の経営リスクを採用すべきとの声が大勢であった。
- こうした点を踏まえ、事業報酬率の算定に当たっては、大震災以降の9電力会社平均の $\beta$ 値を採用することが適当であるとしている。また、 $\beta$ 値の採録期間については、本来は例えば2年程度の一定の長期間を取るべきと考えられるが、震災前後で経営リスクに断絶があると考えられ、震災以前の期間をとる合理性はないと考えられることから、震災後可能な限り長期の期間をとるため、平成23年3月11日から申請日前日の平成24年5月10日までの期間を採用すべきであるとしている（この場合、 $\beta$ 値は0.82となる）。
- 経営リスクを計る $\beta$ 値について、その時々で事業者により有利になるように恣意的な採録期間を取ることはもとより許されない。平成12年以降、電気事業法上値下げ料金改定時においては原価性を確認しない制度となったことから、東京電力の採用した $\beta$ 値については、妥当性についての行政の確認を受けていないものであるが、特に、平成16年、18年、20年改定において採用されている $\beta$ 値の0.7は、原価と実績の乖離から見ても、仮に認可を経た場合には採用されなかったものと考えられるとしている。
- なお、「事業報酬の使途」については、原子力損害賠償支援機構法においては、第45条において、総合特別事業計画の認定要件として、経営合理化の方策が原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため最大限の努力を尽くすものであることが求められている。
- また、同法第52条第2項においては、特別負担金の金額は、原子力損害賠償支援機構法に基づき、主務大臣の認可を受けることになっており、「認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない程度において、認定事業者に対し、できるだけ高額な負担を求める」こととされている。
- 東京電力においては、総合特別事業計画により、こうした賠償のために交付された資金の返還に加えて、大幅に毀損した自己資本を最低限回復することで社債市場に早期復帰することにより、安定供給のために必要な設備投資などのために自律的に資金調達ができ、国に依存する状況からの早期の脱却を目指している状況である。

（査定方針案該当箇所：P 5 9）

## 【安定化維持、賠償業務対応費用、減価償却費について】

㊦ 福島第一原発1～4号機に係る賠償対応費用・安定化費用及び福島第一原発5号機、6号機並びに福島第二原発の減価償却費の取扱につき、明解かつ合理的な説明がなされているか。

### <福島第一原発安定化費用>

- 福島第一原発事故に伴い、福島第一原子力発電所の事故収束や、今後の廃止措置に向けて費用が発生することとなるが、事故直後に特別損失として認識し処理した費用（約9,000億円）については、料金原価に含まれることはない。また、これ以外に新たに必要となる経費のうち、資本的支出（設備投資）が生じた場合、当該設備は将来の収益を生むものではなく、資産性が認められないため、会計上、資産価値が特別損失処理され、減価償却費が発生しないことから、料金原価にも算入されない。
- 他方で、資本的支出（設備投資）以外の経常的に発生する費用については、会計上、費用として計上されるため、「能率的な経営の下における適正な原価」である電気料金原価として認めうるかが論点となる。
- 査定方針案において、これについては、まず、福島第一原子力発電所の安定状態維持のための支出が事業者の事業目的に合致している必要があるが、安定状態維持は原子力災害対策特措法や原子炉規制法に基づく事業者の義務であり、義務を履行できない場合、法律的にも社会的にも東京電力は事業を継続していくことができないことから、東京電力にとって必要不可欠な費用としてその支出は東京電力の事業目的に合致していると考えられるとしている。
- 次に、事故直後の緊急対応に係る費用や設備の構築に係る費用等は、事故という非能率的な状態から安定状態に移行させるための臨時的なものあるいは収益を生まない設備に係る資本的支出として特別損失として処理され、電気料金の原価には含まれないが、安定状態に移行した後に、電気事業を継続する上で必要となる経常費用については、従前よりも費用が増加していたとしても、料金原価として認めうるとしている。例えば、火力発電所にトラブルが発生し、復旧費用は特別損失で手当てしたが、結果的に熱効率が下がってしまったような場合、熱効率低下による費用増加分を含め当該発電所の発電費用は原価として認められると考えられるとしている。
- また、安定状態維持に係る費用を料金原価に含めることは、通常の原子力発電所においても、発電所の停止後から廃炉開始までの間の安定状態維持に要する経常費用が電気料金原価に含まれることとも整合的であるとしている。
- 以上を踏まえ、福島第一1～4号機にかかる安定化費用については、原則原価算入を認めることが妥当であるとしている。他方、原価算入を認める費用は、「中長期ロードマップ」のうち、プラントの安定状態維持・継続に係る経常費用に厳に限ることとし、申請された原価に廃止措置に向けて損害を受けた状態から安定状態に回復させるための費用と考えられるものが含まれている場合には、原価から除外すべきであるとしている。
- また、今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方にに基づき査定するとしている。

#### <賠償対応費用>

- 賠償に関する受付や業務フロー作成等の委託費をはじめとする賠償対応費用は、安定化費用同様、東京電力の責務として必要不可欠な費用であるとともに、臨時的に発生するものではなく、被害者からの損害賠償請求に応じて経常的に発生する費用である。
- 事故に伴い発生した賠償支払額そのものは、原子力損害賠償支援機構法の枠組に基づき、原子力損害賠償支援機構から東京電力に対し、国の交付国債を原資とする資金援助が行われていることから、料金原価に含まれることはない。他方、上記のような賠償の支払業務に要する費用については、交付国債を原資とする資金援助の対象外である。
- 算定規則上、料金原価には電気事業を行うにあたって発生した定期的補償、損害賠償及び損害補償を行うための費用は「補償費」として計上されることとなっており、この「補償費」には、支払業務を行うための委託費や、通信費、旅費等の諸費等で補償のためのものを含むこととなっている。
- 査定方針案においては、損害賠償支払の金額そのものは、原子力損害賠償支援機構法の枠組みが存在することから料金原価に含まれないが、賠償対応を行うための受付業務等に関する委託費等については、通常料金原価に含まれる「補償費」に準じて、原価算入を認めることが妥当であるとしている。
- ただし、金額の妥当性を精査し、賠償と直接的に関係しない費用が含まれている場合には、原価から除外すべきである。また、今後随意契約を行うものについては、基本方針に示された考え方に基づき査定するとしている。

#### <減価償却費>

- 審査要領上、「長期停止発電設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性を踏まえてレートベースに算入する。」となっており、「電力会社間の同種の設備と比較して、著しく低い稼働率となっている設備に係る減価償却費等の営業費については、正当な理由がある場合を除き原価算入を認めない」としている。
- 福島第一原発5,6号機及び福島第二原発1~4号機については、
  - ①主要設備について、現時点で大きな損傷は見つかっておらず、設備としては健全であると言える。
  - ②また、東京電力において、津波対策や耐震強化に係る改良工事を実施中であり、事業者として廃炉を行うとの判断を行っていない。
- 長期停止火力については、設備の老朽化や事業者として立ち上げの方針がないことなど、上記①、②に相当する要件を確認することにより、電源の稼働の見通しや料金原価への営業費用の算入可否について客観的に判断することが可能であるが、原子力発電所については、
  - ③安全・安心を確保しつつ、地元の理解を得て再稼働させることが可能か否かが、将来の再稼働の見通しに大きな影響を与えることとなる。

- 査定方針案においては、福島県内の当該原子力発電所に関し、福島第一原発5,6号機及び福島第二原発の再稼働は地元自治体との関係で想定しえないとの強い意見もオプザバーからあったが、③については当委員会として電気料金の専門的見地からは判断できるものではなく、これら原子力発電所の稼働の見通しについて確定的な見解を示すことは困難であり、こうした事情により再稼働が見込めないことが正当な理由に該当するかどうかを判断することも困難であるとしている。
- また、東京電力はこれら原子力発電所について、今後十年間の稼働は「未定」としているが、福島第一原発 5,6号機については、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策を、福島第二原発については、同法に基づく原子力災害事後対策を実施中であり、こうした観点からは、現時点で稼働を行わない一定の正当な理由があると考えられるとしている。
- 以上から、福島第一原子力発電所5,6号機及び福島第二原子力発電所については、原価算定期間内における再稼働は見込まれていないが、原価算定期間終了後、将来にわたって再稼働しないと確定的に判断することはできず、また、再稼働が見込めないことに一定の正当な理由があると考えられる以上、レートベース、減価償却費を全額料金原価に算入することは妥当であると考えられるとしている。

(査定方針案該当箇所：P 5 2～5 3、P 9 1～9 3)

**④ 減価償却については、対象となる資産の範囲・種別が明確で合理的なものになっているか。**

- 査定方針案においては、固定資産関連が、電気事業の運営にとって真に必要不可欠なものであるかについて、不使用設備、予備品／予備設備等を中心に行われた特別監査（立入検査）の結果を確認したところ、以下の項目についてはレートベースから除外すべきとしている。
  - ・社宅等の空室分
  - ・予備品及び予備設備
  - ・除却設備等
  - ・送電線異電圧
  - ・送電線空回線及び空管路
  - ・長期計画停止発電所
  - ・その他（スポーツ施設、PR施設等）
- また、上記の考え方にに基づき、カット又は減額査定を行った資産に関わる減価償却費等の営業費用についても、有識者会議報告に従い、原価算入を認めるべきでないとしている。

(査定方針案該当箇所：P 4 8)

## 【燃料費・購入電力料について】

② 火力発電所の稼働増に対し、電源構成（原油、LNG、石炭等）の発電単価を踏まえた燃料費の抑制策を講じようとしているか。

### <メリットオーダーの確認>

- 査定方針案においては、東京電力の燃料計画について、最も経済性のある石炭をベースとして、次に経済性のあるLNGを優先的に消費、残りの所要量を石油の順（メリットオーダー）にて賄うことを基本としていることを確認したとしている。また、LNG火力の稼働率向上等により、石油系火力の燃料数量の抑制を図っていることを確認したとしている。また、火力発電所の燃料使用量については、発電所の発電効率等を踏まえて適切に算定されていない場合には査定するとしている。

### <火力燃料の購入実績>

- 東京電力の火力燃料（石油、石炭、LNG）の購入実績が、全日本通関の貿易統計価格と比べて高い理由については以下のとおり。

石油：環境規制等への対応のため主に低硫黄原油を東南アジアから調達しているためとのことであるが、東電より硫黄分比率が高い石油を購入している他電力と比較しても燃料単価はほぼ同水準であることを確認した。

石炭：発電効率向上や設備コスト抑制のため、豪州から熱量の高い石炭を調達しているためとのことであるが、豪州産石炭の全日本通関価格と比べると東電の調達価格は安いこと、他電力会社の調達価格（熱量補正後）とほぼ同水準であることを確認した。

LNG：長期契約分について、契約時期等の影響により、現在の市場価格より高い契約と安い契約があるが、現時点では、市場価格よりも高い契約の影響が大きくなっているためであることを、各プロジェクトの契約価格から確認した。

### <各燃料の購入価格>

- 石油及び石炭については基本的に毎年度契約価格の更新を行うことになっており、LNGの長期契約分については、9プロジェクト（約1,800万 $\text{t}$ /年）のうち、4プロジェクト（約800万 $\text{t}$ /年）について価格の見直しが行われることを確認した。また、為替レートは、24年1~3月の通関レート（TTM=78.5円/ $\text{t}$ ）を使用している。
- 石油の購入価格は、24年1月~3月の購入価格を基に算定されているが、原油については、当該購入期間に参照する産油国の政府公式販売価格を適用し算定されており、重油については、当該期間における東電と元売り間における交渉結果に基づく決定価格を適用し算定されており、査定方針案においては、それぞれ妥当であることを確認したとしている。
- LNGの購入価格は、原油価格を指標とした価格フォーミュラにより決定されるが、申請原価は、24年1月~3月の購入価格を算定する際に参照する全日本通関原油CIF価格を、プロジェクト毎の価格フォーミュラを適用し算定されている。なお、原価算定期間中に価格の更新時期を迎えるLNGの4プロジェクトについては、同査定方針案においては、近時の値上がり傾向の市況を踏まえ価格を織り込んでいるものがあるか、東電の交渉努力を先取りする形で原価を減額することが適当であるとしている。
- 石炭の購入価格は、燃料費調整の前提諸元の算定期間と同じ、24年1~3月の豪州からの購入価格としており、同査定方針案においては妥当であるところを確認したとしている。

（査定方針案該当箇所：P29~31）



**㉔ 燃料費の低廉化について、具体的な取組方針が、必要な情報とともに説明されているか。また、これらの取組による燃料費削減期待額を織り込んで、予め燃料費を削減できないか。**

- 東京電力によれば、「火力発電の電源構成については、補修計画や火力電源の特性（発電熱効率や燃料価格）を踏まえ、発電単価が割安となる石炭、LNGの比率を最大限に高め、残りを石油系に割り当てる燃料費の抑制策を講じている。」とのこと。
- また、「バリューチェーン全体を通じた取組により、予め費用を最低限に抑制した上で、①取引先との厳しい交渉及び②燃料受払いの工夫（更なる石油火力の焚き減らし）等を通じた更なる効率化努力を織り込んでいる。」とのこと。
- さらに、「シェールガス等を原料とする北米LNGの輸入については、米国規制当局による非FTA締結国向けのLNG輸出許可が条件となるが、計画が進められている北米LNGの供給開始見込み時期や、東京電力の長期契約LNGプロジェクトの契約更改時期を勘案し、2018～2019年頃からの導入の可能性について検討を進めている。」とのこと。

**㉕ 原子力発電所からの購入電力料について、費用細目毎の増減額を含む明解な説明が行われているか。**

- 査定方針案においては、原子力発電による購入電力については、原価算定期間における受電量をゼロと見込んでいるものの、停止中の原子力発電所にかかる維持管理や安全対策工事などに必要と見込まれる費用については、購入の相手方との契約書原本等を確認した結果、以下の理由から、料金原価に算入することを認めることが適当であるとしている。
  - ①当該原子力発電所は契約の相手方との共同開発であると認められる。
  - ②このため、人件費、修繕費や減価償却費等の原子力発電所を安全に維持管理する費用や、将来の稼働に向けた投資に要する費用についても、自社電源同様、負担する義務があると考えられる。
- また、原価算定期間における受電量はゼロとしているものの、東京電力が契約している発電所は、発電設備としては健全な状態にあり、前提計画（総合特別事業計画）においても、平成27年度以降、発電を再開し、東京電力が契約に基づき発生電力を購入する計画としているとともに、東北電力、日本原電においても発電再開に向けた準備を実施中である。
- 他方で、同査定方針案においては、東京電力は契約の相手方に対して効率化努力を求めていくべきであり、既設分の減価償却費や固定資産税等といった効率化努力が見込めない費用を除く人件費や修繕費等について、東京電力自身による効率化努力分と比較し、既に織り込まれている効率化努力分では足らざる部分については、原価から削減すべきであるとしている。
- なお、東京電力によると、原子力発電所からの購入電力料については、発電電力量減(▲107億kWh)による再処理関係費の減(▲81億円)や核燃料費の減(▲61億円)等があるものの、安全対策、経年対策等の費用が増加したこと（修繕費+96億円、委託費+44億円等）、原子力損害賠償支援機構一般負担金が増加したこと(+60億円)等の結果、前回改定値(1,000億円)との比較で、約3億円増加の1,003億円となっているとのこと。

(億 円)

費用項目	前回改定	今回繰込	差 引	備 考 (増減説明等)
人 件 費	57	66	9	安全管理体制の一層の強化を目的とした人員増など
修 繕 費	171	267	96	地震後健全性確認・点検・修繕など
委 託 費	61	105	44	安全対策設備保守委託、耐震解析など
普 及 開 発 関 係 費	2	2	0	発電所PR関係費用
諸 費	12	10	▲2	合理化要請分
除 却 費	14	25	11	安全対策工事関連(防潮堤設置工事に伴う除却等)
再 処 理 関 係 費	104	23	▲81	今回繰込は再処理等既発電費、特定放射性廃棄物処分費の過去分
一 般 負 担 金	—	60	60	原子力損害賠償支援機構一般負担金
減 価 償 却 費	324	268	▲56	安全対策工事の増、償却進行に伴う減
事 業 報 酬	49	56	7	
核 燃 料 費	61	—	▲61	
送 電 料 金	18	—	▲18	
そ の 他	127	121	▲6	廃棄物処理費、賃借料、消耗品、損害保険、公租公課など
合 計	1,000	1,003	3	

(査定方針案該当箇所：P 3 7)

### 【規制部門と自由化部門の関係について】

㊦ 原価の部門間の配分について、規制部門と自由化部門を比較した妥当性が検証でき、定量的で平易な説明を行っているか。発電送電設備費用は、ピーク需要量比でコスト配賦がなされているが、ピーク需要量の推定は適切か。

- 査定方針案においては、個別原価計算は、算定規則に基づき各費用の配分を適切に行っていることを確認したとしている。また、事業者が独自に設定した基準についても、計器等の費用を口数比ではなく直接各需要に整理している等、より実態に即した費用配分となっている。総原価の約96%が直課により配分されていることは妥当であると考えられる。
- また、固定費の各需要種別への配分方法は「2：1：1法※1」等が算定規則により規定されているが、その際、低圧需要の最大電力は、サンプル調査に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認されたとしている。
  - ※1 最大電力に2、夏季・冬季尖頭時責任電力に1、発受電量に1の割合で合成された値により固定費を配分する方法。
  - ※2 1時間毎に電力使用量を計測するメーターを低圧電灯に約4,000件、低圧電力に約500件設置し調査。
- なお、総原価に対する事業報酬の割合については、前回改定時以降の燃料費の増加等に伴う収益構造が改善され、規制部門が5.7%、自由化部門が4.2%となっており、それぞれの部門における固定費の割合を適切に反映したものであることが確認されたとしている。

(査定方針案該当箇所：P 1 0 3)

**㉔ 規制部門と自由化部門の損益の状況を毎年度公表するか。**

- 部門別収支については、これまでは自由化部門が赤字の時のみ公表されていたが、電気料金有識者会議の提言を受け、「電気料金情報公開ガイドライン」の改正により、常に公表することとなった。
- また、東京電力の過年度の損益状況につきましては、同社ホームページおよび先般の審査専門委員会(第6回)においても説明が行われているところ。

**㉕ 規制部門と自由化部門の損益構造がバランスのとれたものとなっているか。**

- 査定方針案においては、個別原価計算は、算定規則に基づき各費用の配分を適切に行っていることを確認したとしている。また、事業者が独自に設定した基準についても、計器等の費用を口数比ではなく直接各需要に整理している等、より実態に即した費用配分となっている。総原価の約96%が直課により配分されていることは妥当であると考えられる。
- また、固定費の各需要種別への配分方法は「2：1：1法※1」等が算定規則により規定されているが、その際、低圧需要の最大電力は、サンプル調査に基づく推計値が用いられており、過大推計されていないことが確認されたとしている。
  - ※1 最大電力に2、夏季・冬季尖頭時責任電力に1、発受電量に1の割合で合成された値により固定費を配分する方法。
  - ※2 1時間毎に電力使用量を計測するメーターを低圧電灯に約4,000件、低圧電力に約500件設置し調査。
- なお、総原価に対する事業報酬の割合については、前回改定時以降の燃料費の増加等に伴う収益構造が改善され、規制部門が5.7%、自由化部門が4.2%となっており、それぞれの部門における固定費の割合を適切に反映したものであることが確認されたとしている。

(査定方針案該当箇所：P103)

**㉖ 規制部門と自由化部門の損益構造について、適正性を継続的に確保されるために必要な取組が示されているか。**

- 査定方針案においては、今回改定以降の収益構造の変更については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省は収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者が料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討すべきであるとしている。

(査定方針案該当箇所：P103)

## 【新料金体系への移行に向けた情報提供等について】

㉔ プランの変更について、各消費者が試算できるよう、工夫しているか。各消費者の使用実績を基にした各プランの値上がり幅を通知しているか。

- 東京電力によれば、「当社ホームページにおいて、料金メニューと使用量を入力することで値上がり幅の試算が可能な電気料金シミュレーションが用意されているとのこと。また、選択可能な料金メニューとして「ピークシフトプラン」や「おトクなナイト8」についても、ご使用量を入力し、ご契約いただいているメニューとの料金比較が可能なシミュレーションが用意されている。」とのこと。
- なお、「当社カスタマーセンターにおいて、需要家からの問い合わせ時に、電気のご使用実績を基とした料金試算を実施し、お客さまに適した料金メニューの案内を行っている。」とのこと。

㉕ 消費者の生活スタイルに配慮したピークシフトプランの時間帯設定がなされているか。

- 選択約款の設定については、電気事業法上「設備の効率的な使用その他の効率的な事業運営に資すると見込まれる場合」に設定でき、供給約款及び選択約款による収入と総原価等が一致することが求められている。
- 査定方針案においては、東京電力による選択約款料金の単価については、ベースとなる供給約款、夜間の平均発電費用、過去の需要の実績等を基に設定されており、当該料金単価の設定によって供給約款単価が割高に設定されるといった事実は確認されなかったとしている。
- ただし、ピークシフトプランは、比較的電力使用量の多い需要家（契約容量60A、3段階料金制度における第3段階料金適用）にメリットがあるメニューであるが、その旨十分に周知されておらず、あたかも一般家庭にメリットがあると誤解を与えている。そのため、需要家に誤解を与えず、わかりやすい広報を、需要規模に応じて適切な方法により実施すべきであるとしている。  
また、比較的電力使用量の少ない需要家（契約容量30、40A）がピークシフト等を行った場合にメリットをうけられるような方策についても料金メニューとは別に用意することが望ましいとしている。

(査定方針案該当箇所：P108)

**⑪ 対象となる消費者に応じた適切な方法で、事前周知の徹底を行うことにしているか。**

- 東京電力によれば、「検針時に申請の理由や内容等をご説明するご案内チラシを配布するとともに、同社ホームページにてより詳しい内容や料金メニュー等をご案内しているとのこと。また、消費者団体や業界団体など各種団体へ訪問により説明を行い、会員の皆さまへのご案内をお願いしている。」とのこと。
- なお、「6月末より、商工会や業界団体等を再訪問し、ピークシフトプランや低圧高負荷契約の特徴やメリットの出る目安等を説明するとともに、同社カスタマーセンターでの料金試算を案内している。」とのこと。
- 経済産業省としては、東京電力による周知が十分なものであるかについて、必要に応じて適時確認を行ってまいりたい。

**⑫（料金改定が認可される場合・料金改定後も）消費者からの問い合わせ・苦情に対して、丁寧な説明（適当な場合には業務への反映）等消費者対応に万全を期しているか。**

- 東京電力によれば、「カスタマーセンターにおいて入電時に丁寧なご説明を心がけるとともに、必要に応じて、同社社員がお客さまへ訪問し説明を行っているとのこと。また、各種団体のお客さまについても、訪問や先方説明会での説明等に取り組んでいる。」とのこと。

## 【資産売却等】

### ㉓ 東電が保有する不動産や子会社等の株式、子会社等が所有する資産の積極的な売却と進捗の公表を行うことにしているか。

- 不動産、有価証券、子会社・関連会社等の資産については、政府の「東京電力に関する経営・財務調査委員会」において、徹底的な洗い出しを実施した上で、電気事業に必要不可欠なものを除き売却することとして整理されている。東京電力によれば、「当該整理に沿って原子力損害賠償支援機構と共同で策定した総合特別事業計画に基づき、原則として平成23年度より3年以内に、グループ全体で7,074億円相当の資産売却を進めていく。」とのこと。
- 「売却実績については、すでに平成23年度において、グループ全体で4,148億円の売却を実施済み。今後の売却実績については、四半期決算ごとに公表する予定。売却対象不動産のリストについては、同社のホームページに掲載する等の情報公開に取り組んでいる。」とのこと。
- また、東電病院については、東京電力によれば、「経営合理化に取り組む中であっても、安全と健康の確保は事業運営において最も重要なことと考えており、職域病院として、これまで社員等の健康確保に大きな役割をはたしてきた。」とのこと。
- また、「震災後は、協力企業を含む福島第一原子力発電所復旧作業者に対する医療支援にも取り組んでおり、総合特別事業計画の中でも、当面は継続保有としているが、今後のあり方についても、引き続き検討してまいりたい。」とのこと。
- なお、電気料金については電気事業に要する費用を積み上げて総原価を算定するものであり、電気事業資産以外の資産については、原価と直接的な関係は無い。

### ㉔ 東電本体が行う附帯事業について、電力事業に負担となるような事業については、廃止を含め必要な見直しがなされているか。

- 附帯事業の見直しについては、「東京電力に関する経営・財務調査委員会報告」で事業ごとに継続、縮小、譲渡の方針が示されており、東京電力は、その方針に従って総合特別事業計画で策定したアクションプランを確実に実行していく。
- なお、電力会社が行う附帯事業に係る費用は、電気事業と適正に区分することが電気事業会計規則で定められており、附帯事業に直接関係するものはもとより、電気事業と共通する費用や設備についてもそれぞれの使用割合により区分し、電気料金原価から控除している。資産については、電気事業に必要かつ有効なものであるかについて、特別監査において確認を行うことになっており、附帯事業に係る資産については電気事業資産の対象外と整理される。

総合特別事業計画における附帯事業収支

単位: 億円

	H24	H25	H26	備考
附帯事業営業収益	1,016	1,018	1,099	
附帯事業営業費用	946	956	1,018	
うち電気事業からの配分額 【料金原価からの控除額】	25	28	31	【区分経理の対象】 附帯事業に間接的に係る社員の人件費 電気事業と共通する設備の修繕費や減価償却費等の設備関係費, その他経費 本店, 支店等の人事, 労務, 調達等に係る間接管理費
差引収支	70	62	81	

東京電力の附帯事業に係る今後の方針について

	事業の分類方針 (東京電力に関する経営・財務調査委員会報告)	総合特別事業計画におけるアクションプラン
【継続】 既存の電気事業設備を利用し, 実質的に電気事業と一体の事業		
ガス供給事業	既存の発電設備を利用した発電と一体の事業であり, 燃料費の変動分を価格に転嫁する際の期ずれ等の問題があるも, 実質的に黒字化が見込めるため, 存続	諸経費の削減及び営業利益向上に向けた施策検討・実施
蒸気供給事業		収支改善の検討・実行を行いつつ事業継続性の検討
【事業規模を縮小】 電気事業との関係性を鑑み, 事業規模を縮小する余地があるものの, 外部関係者との関係等から一部継続する必要がある事業		
不動産賃貸事業	変電所付きのため売却困難な不動産を引き続き管理する必要	不動産売却WGの内容に沿って不動産を売却
エネルギー設備サービス事業	既に顧客に提供している設備の保守・管理を継続する必要	修繕費の削減・契約終了時の負担額低減など収支改善
コンサルティング事業	ODA, 他国政府等との関係から技術支援の要請に応じる必要	重要分野・対象国の特定, 社外ネットワークの強化など少人数での効率的な受注
【非継続】 電気事業との関係性及び自社での継続の必然性がない事業		
ホームネットワーク事業	子会社に事業を無償譲渡	TEPOREは23年度に譲渡済 料金収納代行サービスは24年度中譲渡
給電スタンド事業	赤字のため継続困難	23年度末事業撤退済

## 【適切な審査等】

㊸ 消費者への情報提供の内容に関し、消費者等からの意見を踏まえた継続的な改善をしているか。

- 電気料金の認可プロセスについては、本年3月にとりまとめた「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書や、消費者委員会・消費者庁の提言内容を踏まえ、見直しを行った。
- 料金の査定に当たり、外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ客観的な観点から料金査定方針等の検討を行っていただくため、総合資源エネルギー調査会に「電気料金審査専門委員会」を設置し、審議に当たっては消費者団体にもオブザーバーとして参加頂き、6月28日の第8回専門委員会においては消費者団体からの意見聴取を行った（意見提出：9団体、資料提出：2団体）。
- また、電気事業法上開催が求められている公聴会については、6月7日に東京において、同月9日に埼玉において開催したが、議事運営を中立的な第三者（審査専門委員会の委員長及び委員長代理）にお願いすることや、ご意見に対して回答を行う機会を設けるなど、丁寧かつ透明度の高いものに改善した。加えて、インターネット等を通じ「国民の声」の募集を行ったが、募集の締切を当初の6月9日から6月28日までに延長した。
- なお、電気料金の適正性について国民の皆様のご理解を得るためには、徹底した情報公開を含め、透明性の高いプロセスが重要。引き続き、消費者庁・消費者委員会の意見も聴きながら、継続的な改善に努めてまいりたい。

㊹ 公聴会終了後の審査プロセスにおいても、一層の情報公開に努めているか。例えば、査定方針案の公表を計画しているか。

- 電気料金審査専門委員会においては、全て公開の下で御審議いただいた。7月5日に開催された第10回専門委員会においては、審査専門委員会の査定方針案が提示・公表されたところ、最終的に査定方針についても公表することを予定している。

㊺（料金改定が認可される場合）改定された料金の実施時期は、改定に関する消費者の理解の浸透状況を踏まえたものとなっているか。

- 新料金の実施時期についても査定対象であるが、電気料金の値上げについては、消費者庁に協議することが求められているところ、当該プロセスの中で判断することとしたい。



㊦ 今後、財・サービスの購入費の値下がり等により仮に利益が生じた場合、人件費や内部留保等に充当せず、特別負担金の納付等に充当することになっているか。

- 事業報酬については、東京電力固有の状況を勘案するのではなく、電気事業法に基づく各社一律の事業報酬率を適用して算定すべきものであるが、特別事業計画において、東京電力は当分の間無配を継続することを株主に要請しているところ。
- 原子力損害賠償支援機構法においては、第45条において、総合特別事業計画の認定要件として、経営合理化の方策が原子力損害の賠償の履行に充てるための資金を確保するため最大限の努力を尽くすものであることが求められている。
- また、同法第52条第1項により、東京電力は、機構が事業年度ごとに運営委員会の議決を経て定める金額を、特別負担金として、機構に対し納付することとなる。
- 特別負担金の額は、同条第2項において、「認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営の確保に支障を生じない限度において、認定事業者に対し、できるだけ高額な負担を求める」とされており、同条第3項及び第4項において、主務大臣があらかじめ財務大臣に協議した上で認可を受けることとなっている。

※原子力損害賠償支援機構運営委員会 委員

原子力損害賠償支援機構法により、運営委員会は委員8人以内並びに機構の理事長及び理事をもって組織することとなっている。（同法第16条）運営委員会委員は、電気事業、経済、金融、法律又は会計に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が主務大臣の認可を受けて任命することとなっている。（同法第17条 ※委員長は互選される（同法第16条））また、機構の理事長は主務大臣が任命し、理事は理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。（同法第25条）理事は政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることはできない、とされている。（同法第27条）

理事長

杉山 武彦

理事

野田 健  
丸島 俊介  
振角 秀行  
保住 正保

運営委員会委員

引頭 麻実	株式会社大和総研執行役員
葛西 敬之	東海旅客鉄道株式会社代表取締役会長
川端 和治	弁護士（委員長）
田中 知	東京大学大学院工学系研究科教授
前田 匡史	内閣官房参与
松村 敏弘	東京大学社会科学研究所教授
吉川 廣和	DOWAホールディングス株式会社相談役

## 2 今後、中長期的に取り組むべき事項

### ㊸ 総括原価方式の見直しや自由化・発送電分離の検討等を通じた電力システム改革、技術革新等による中長期的な選択肢の拡大や料金の引き下げの展望を示すことが大切ではないか。

- 自由化部門と異なり、制度上供給者を選択できない家庭等の規制部門においても、需要家選択肢を確保すべきではないかとの強い声があることも事実。
- 現在、総合資源エネルギー調査会に電力システム改革専門委員会を設置し、「小売の全面自由化」及び「総括原価方式の廃止」を含め、ゼロベースで電力システムを見直す議論を進めており、夏頃を目処に一定の取りまとめを行う予定。

### ㊹ 燃料調整制度について、電源構成の変化や石油・ガス等の趨勢的な価格上昇・下落などの環境変化に応じ、制度の評価・見直しを行う必要があるのではないか。

- 燃料費調整制度は、電気事業者の経営効率化の成果を透明化すると共に、為替レート変動等の経済情勢の変化を電気料金に迅速に反映させることを目的として平成8年1月に導入された。本制度は平成21年5月以降、過去3ヶ月分の平均燃料価格が2ヶ月後の料金に毎月反映される仕組となり（これまでは4半期毎）、より迅速に変動分が料金に反映されることになった。
- 現在の燃料費調整制度の下では、LNGが原油リンクとなっているため、1社だけが経営効率化によって調達価格を下げたとしても、他社が同様の取組を行わなければ、原油価格が高騰した場合、当該1社だけが燃料費調整制度のメリットを受けられずリスクを負うため、他社と横並びの行動を取るインセンティブがあるという問題点を有している。
- また、電気料金有識者会議報告書においては、「将来的には、一般電気事業者の効率化インセンティブの観点から、例えば国際調達価格の平均を指標として、効率化努力を適切に評価すること等も検討すべきである」と提言されており、上記の点も踏まえ、燃料費削減インセンティブの向上に向けて継続的に検討を行っていく予定。

### ㊺ 制度改革や料金の在り方の決定等における消費者の参画を更に促進できるように、検討する必要があるのではないか。

- 電力システム改革が審議される「総合資源エネルギー調査会電力システム改革専門委員会」には、消費者団体の委員にもご参加いただいているところ。

以上